

阿賀町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月 策定
令和 4 年 3 月 改訂

《 目 次 》

第1章 概要.....	1
1 はじめに.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画期間.....	1
4 対象施設.....	2
(1) 公共施設.....	2
(2) インフラ施設.....	2
第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題.....	3
1 人口推移.....	3
2 財政状況.....	4
(1) 歳入決算額の推移(普通会計).....	4
(2) 歳出決算額の推移(普通会計).....	5
3 公共施設等の現状.....	6
(1) 公共施設の現状.....	6
(2) インフラ施設の分野別状況.....	10
4 有形固定資産減価償却率の推移.....	14
5 公共施設等の過去に行った対策の実績.....	15
(1) 公共施設.....	15
(2) インフラ施設.....	20
6 公共施設等の維持管理及び更新に係る中長期的な経費の見込み.....	22
(1) 公共施設.....	22
(2) インフラ施設.....	24
(3) 公共施設・インフラ施設の長寿命化対策等による効果額.....	27
7 公共施設等の現状と課題.....	30
(1) 公共施設の現状と課題.....	30
(2) インフラ施設の現状と課題.....	30
第3章 公共施設等の基本的な管理に関する基本方針.....	31
1 基本方針.....	31
2 公共施設等の管理に関する基本的な方針.....	32
(1) 点検・診断等の実施方針.....	32
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針.....	32

(3) 安全確保の実施方針	33
(4) 耐震化の実施方針	33
(5) 長寿命化の実施方針	34
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	35
(7) 統合や廃止の推進方針	35
(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	35
第4章 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針	37
1 公共施設	37
(1) 庁舎	37
(2) 職員宿舎	37
(3) 公営住宅	37
(4) 公園施設	37
(5) 教育施設	37
(6) 福祉施設	38
(7) 産業施設	38
(8) 廃棄物処理施設	39
(9) その他の施設	39
2 インフラ施設	39
(1) 道路	39
(2) 水道施設	39
(3) 下水道施設	40
第5章 推進体制	40
1 計画の実行	40
(1) 全庁的な推進体制の構築	40
(2) 個別施設における取組	41
2 取組状況の点検と見直し	42
(1) P l a n (計画)	42
(2) D o (実行)	42
(3) C h e c k (点検 (評価))	42
(4) A c t i o n (見直し)	42
<説明資料> 公共施設等更新費用試算の前提条件	43

第1章 概要

1 はじめに

阿賀町は、平成17年4月1日に東蒲原郡の旧4町村（津川町・鹿瀬町・上川村・三川村）の町村合併により、新しい町として誕生しました。

旧4町村においては、それぞれの地域特性や住民のニーズに応じ、庁舎、学校をはじめとする「公共施設」や道路、上下水道等の「インフラ施設」の整備を行ってきました。

現在、町が保有している公共施設等の多くは、昭和40年代後半から平成11年までに整備されました。これらの公共施設等については、近い将来、一斉に更新時期を迎えることとなるため、その改修等に充てる財源の確保が課題となっています。

現在にあっては、少子高齢化、人口減少等により社会構造が変化し、これに伴い公共施設等に対する住民ニーズの変化がうかがえることから、公共施設等におけるサービスのあり方を改めて見直す必要に迫られています。

これらを解決し、健全で持続可能な町の財政運営を実現するためには、個々の公共施設等を単に管理していくのではなく、公共施設等が「阿賀町の持つ貴重な経営資源」であるという認識のもと、資産運用していくことが必要となります。

こうした取組を計画的に行うため、かつ、方向性を示し、公共施設等の適正な運用と管理を図ることを目的に、「阿賀町公共施設等総合管理計画」（平成29年3月）を策定し、公共施設等マネジメントへの取り組みを進めてきたところです。

その間、国では平成30年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」（以下、「改訂指針」という。）を、令和3年1月には「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を公表し、個別施設計画等を反映した公共施設等総合管理計画の不断の見直しを求めています。

このような状況を踏まえ、「阿賀町公共施設等総合管理計画」の改訂を行うものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、町の最上位計画である「阿賀町総合計画」と、その他の関連計画との整合を図り、公共施設等における基本的な取組及び方向性を示すための指針として位置づけます。

3 計画期間

この計画の実施期間は、平成28年度から令和17年度までの20年間とします。ただし、この計画期間内であっても、必要に応じ適宜、計画内容を見直すものとします。

4 対象施設

この計画において対象とする施設は、町が保有する全ての公共施設及びインフラ施設とし、次の表のように分類します。

(1) 公共施設

表 1.1 対象公共施設

大分類	中分類	施設名称
庁舎	庁舎	本庁舎、支所等
	消防施設	消防本部、消防団屯所等
職員宿舎	職員宿舎	職員住宅、教員住宅
公営住宅	公営住宅	公営住宅
公園	公園	管理棟、公衆便所等
教育施設	学校施設	小学校、中学校等
	図書館等	文化センター、郷土資料館、学習館等
	体育館・プール	体育館、プール、体育施設等
福祉施設	診療所	診療所、介護支援センター
	保健センター	保健センター、福祉保健センター
	認定こども園・幼稚園・保育園	保育園
	福祉施設	老人ホーム、高齢者生活福祉センター、ふれあい会館等
産業施設	観光施設	温泉施設、キャンプ場、スキー場等
	農業施設	直売所、育苗施設等
	林業用施設	木質バイオマス製造施設等
廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設	クリーンセンター、エコパーク等
その他の施設	公民館	阿賀町公民館
	市民会館等	文化福祉会館、集会所、開発センター等
	その他の施設	給食センター、公衆トイレ、除雪センター、廃校廃園施設等

(2) インフラ施設

表 1.2 対象インフラ施設

大分類	中分類	対象物
道路	町道	道路（実延長）、橋りょう等
	農道	道路（実延長）、橋りょう等
	林道	道路（実延長）、橋りょう等
水道施設	管路	管路
	水道施設	浄水場等建屋
下水道施設	管路	管路
	下水道施設	処理場等建屋

第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題

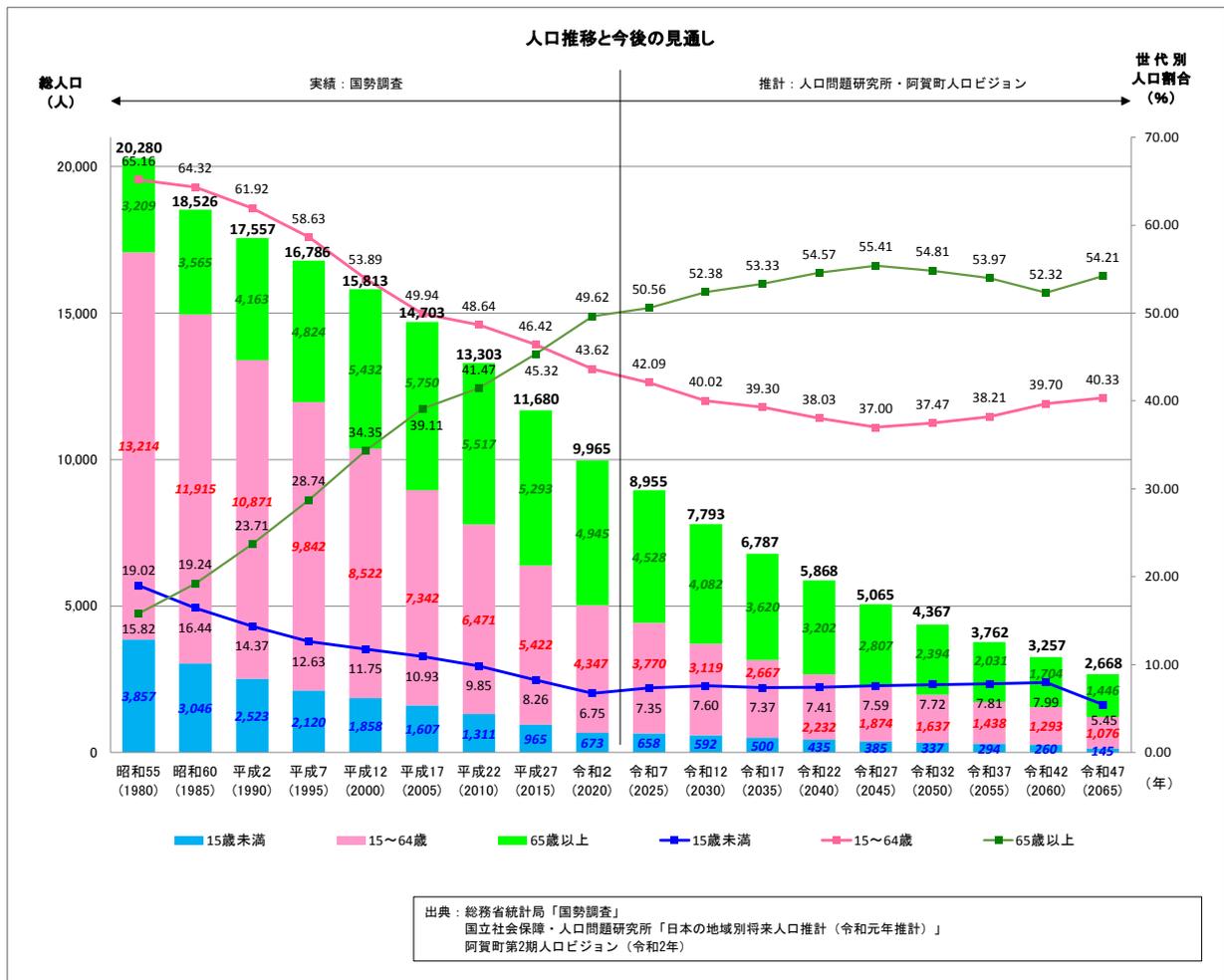
1 人口推移

本町の令和2年国勢調査（速報値）の人口は9,965人で、平成27年より1,715人減少し、減少幅も拡大傾向にあります。

令和2年改訂版人口ビジョンでは、令和2年の予測値は10,211人となっていました。実績は9,965人であり、予測値より246人少なく、より早いペースで人口の減少が進む可能性があります。

昭和55年からの経年変化をみると、一貫して減少しており近年では減少幅が大きくなっています。

年齢階層別にみると、令和2年時点での割合は15歳未満が6.75%、15～64歳が43.62%、65歳以上が49.62%となっており、約半数が65歳以上の人口となっています。今後も15歳未満の割合は低迷を続け、15～64歳と65歳以上の割合の差は広がることを見込まれています。



資料：阿賀町人口ビジョン

図 2.1 総人口・年齢3区分別人口推移と今後の見通し

2 財政状況

(1) 歳入決算額の推移(普通会計)

歳入（普通会計）の状況を見ると、令和2年度の歳入総額は約138億円です。そのうち、自主財源である地方税は約14億円であり、全体の10.1%を占めています。

過去10年間の経年変化をみると、変動しながら減少傾向が続いていましたが、近年では増加に転じています。地方税に関しては概ね横ばいの一定水準で推移しています。また、地方交付税に大きく依存している状況が続いています。

今後は、少子高齢化の進展に伴い生産年齢人口の減少による地方税の減収などが懸念され、財政状況はますます厳しいものになっていくことが想定されます。

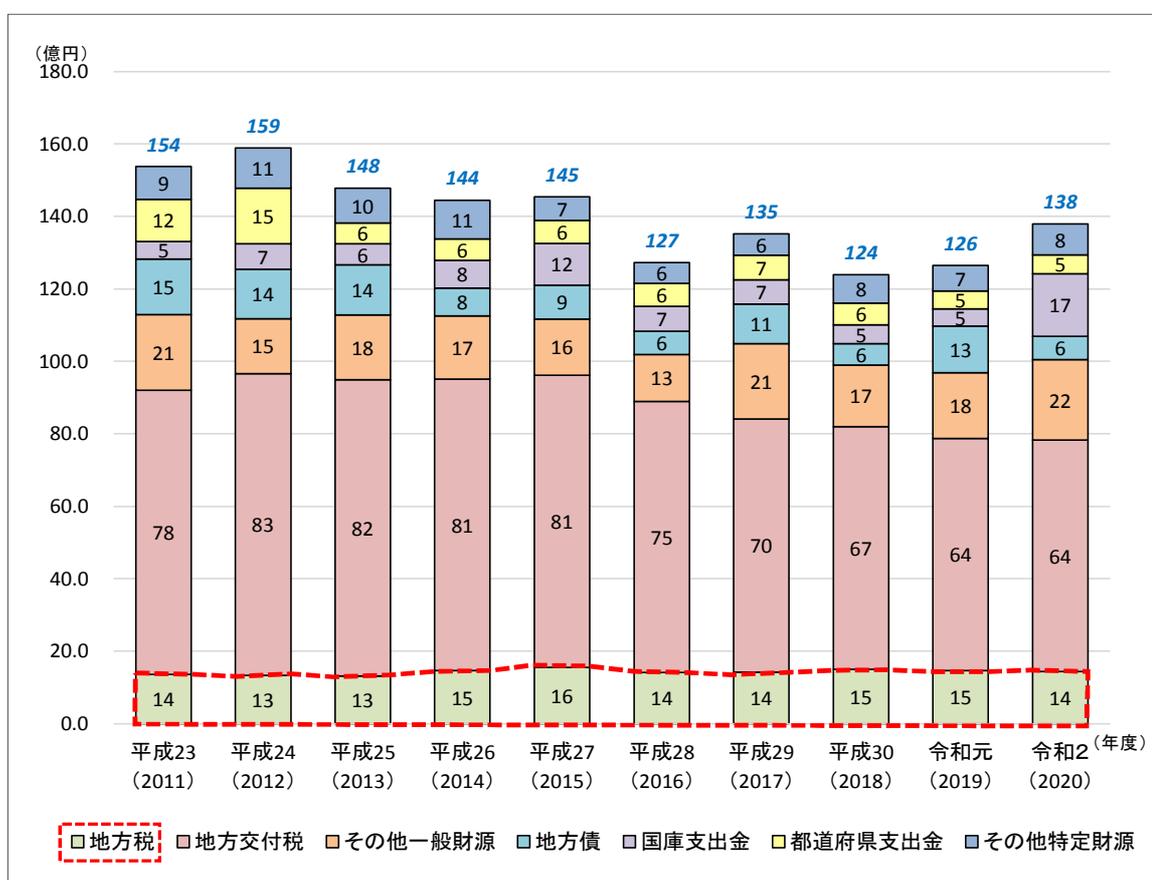


図 2.2 歳入決算額の推移

(2) 歳出決算額の推移(普通会計)

歳出(普通会計)の状況を見ると、義務的経費は平成26年以降横這いの状態が続いています。このうち扶助費も一定水準で推移しており、令和2年度には6億円となっています。また、投資的経費は増減を繰り返しながら推移しています。

今後、少子高齢化の進展等により、さらなる扶助費の増加が見込まれ、公共施設等にかかる投資的経費に充当される財源の確保は、厳しくなることが見込まれます。

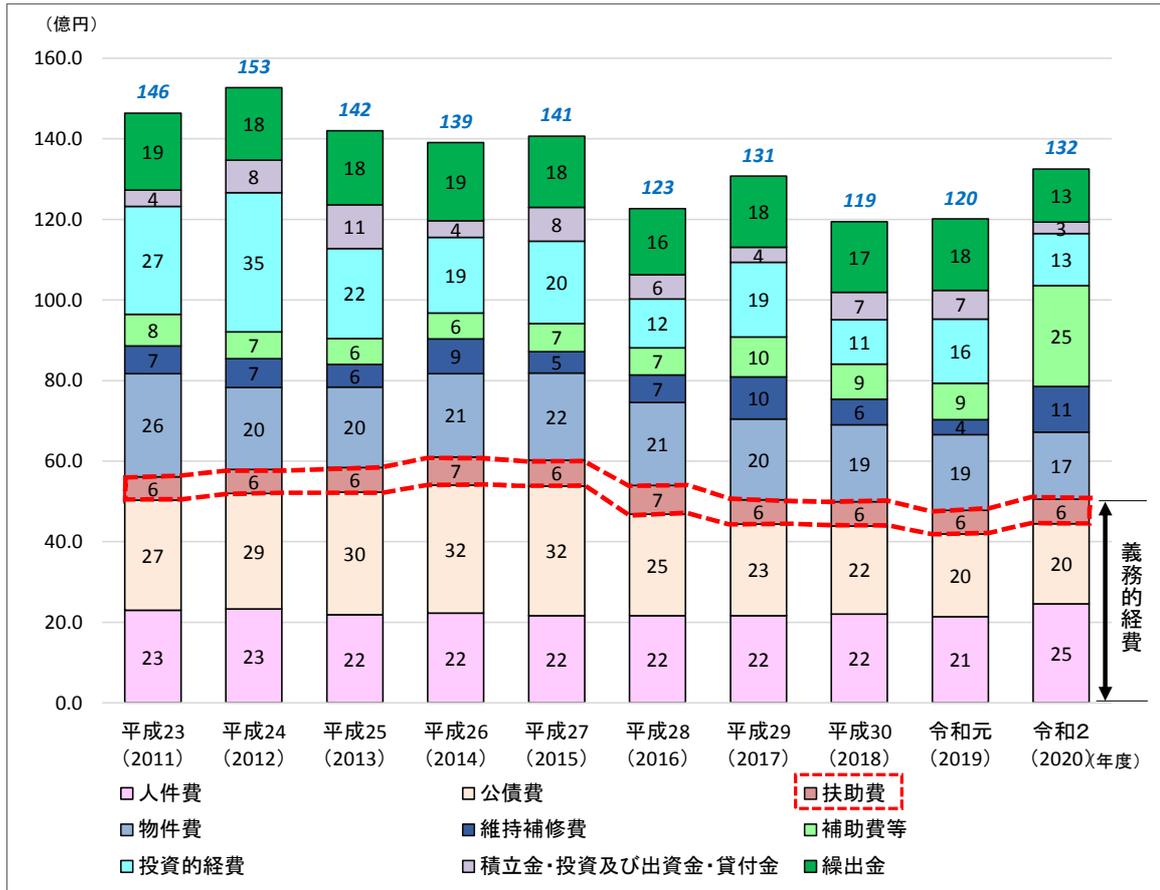


図 2.3 歳出決算額の推移

3 公共施設等の現状

(1) 公共施設の現状

① 保有数の状況と推移

本町が保有する公共施設は、令和3年10月現在で715施設あり、平成28年度の状況と比較すると、53施設減少しています。施設分類別では、庁舎、職員宿舎、教育施設、産業施設、福祉施設で減少し、その他施設のみ増加を示しています。これは施設の統廃合により廃止となった施設や用途の転用により分類変更となったことが主な要因としてあげられます。

新設された施設は、阿賀町消防本部と五十島集会所の2施設です。

表 2.1 公共施設の施設数の状況と推移

施設分類	平成28年度		令和3年10月		増減(R3-H28)	
	施設数 (施設)	(%)	施設数 (施設)	(%)	施設数 (施設)	ポイント
庁舎	120	15.6	110	15.4	-10	-0.2
職員宿舎	25	3.3	12	1.7	-13	-1.6
公営住宅	121	15.7	121	16.9	0	1.2
公園施設	10	1.3	10	1.4	0	0.1
教育施設	128	16.7	82	11.5	-46	-5.2
福祉施設	35	4.6	29	4.1	-6	-0.5
産業施設	131	17.0	120	16.8	-11	-0.2
廃棄物処理施設	9	1.2	9	1.3	0	0.1
その他の施設	189	24.6	222	30.9	33	6.3
	768	100.0	715	100.0	-53	—

※端数処理の関係で割合の合計が一致しない場合があります

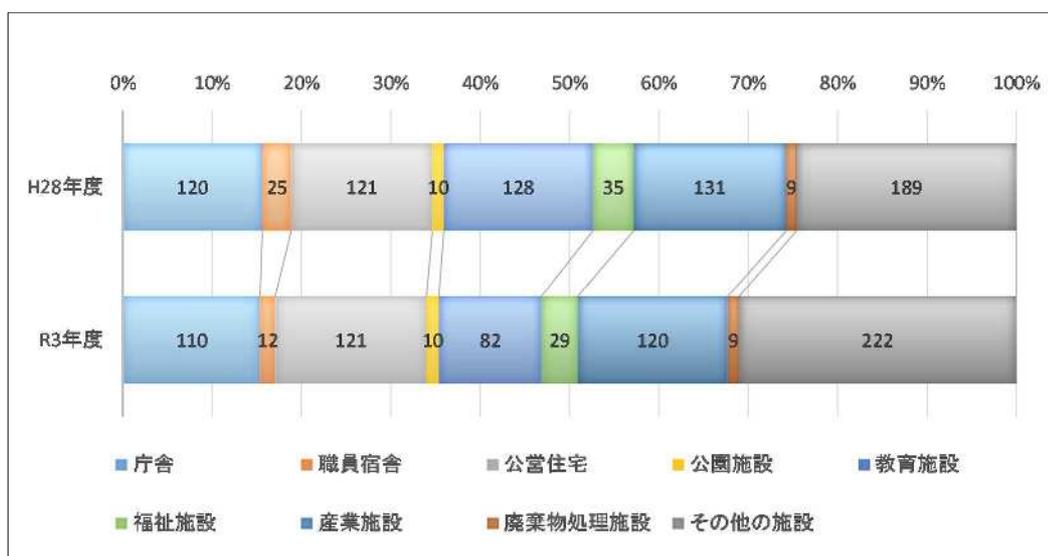


図 2.4 公共施設の施設数の状況と推移

② 保有量の状況と推移

本町が保有する公共施設の延床面積は、令和3年10月現在で182,025.58㎡あり、平成28年度の状況と比較すると、14,091.88㎡減少しています。

施設分類別に延床面積をみると、教育施設が16,975.91㎡の減少で最も多く、次いで産業施設の3,794.07㎡の減少、福祉施設の1,381.26㎡の減少、職員宿舍の1,370.44㎡の減少が続いています。増加した施設は、その他の施設の7,506.71㎡、庁舎の1,923.09㎡と続いており、多くの施設が廃止によりその他の施設に分類変更されたことによるものです。

表 2.2 公共施設の保有量の状況と推移

施設分類	平成28年度		令和3年10月		増減(R3-H28)	
	延床面積		延床面積		延床面積	
	(㎡)	(%)	(㎡)	(%)	(㎡)	ポイント
庁舎	16,444.95	8.4	18,368.04	10.1	1,923.09	1.7
職員宿舍	2,619.36	1.3	1,248.92	0.7	-1,370.44	-0.6
公営住宅	14,514.55	7.4	14,514.55	8.0	0.00	0.6
公園施設	699.44	0.4	699.44	0.4	0.00	0.0
教育施設	62,694.15	32.0	45,718.24	25.1	-16,975.91	-6.9
福祉施設	18,454.36	9.4	17,073.10	9.4	-1,381.26	0.0
産業施設	27,926.67	14.2	24,132.60	13.3	-3,794.07	-0.9
廃棄物処理施設	4,861.50	2.5	4,861.50	2.7	0.00	0.2
その他の施設	47,902.48	24.4	55,409.19	30.3	7,506.71	5.9
	196,117.46	100.0	182,025.58	100.0	-14,091.88	—

※端数処理の関係で割合の合計が一致しない場合があります



図 2.5 公共施設の保有量の状況と推移

③ 老朽化の状況

本町の公共施設の老朽化状況を延床面積で見ると、建築後30年以上の建物は104,002㎡で全体の57.1%を占めています。建築年代別では昭和55年前後と平成4～平成12年に建築された建物が多くみられ、昭和50年代に建築された建物については、老朽化による改修や更新（建替え）を検討する時期を迎えます。

一般的に、建築後30年程度で大規模改修、60年程度で更新（建替え）が必要とされており、今後、これらの公共施設の更新等にかかる費用が集中的に発生し、財政負担が増大することが懸念されます。

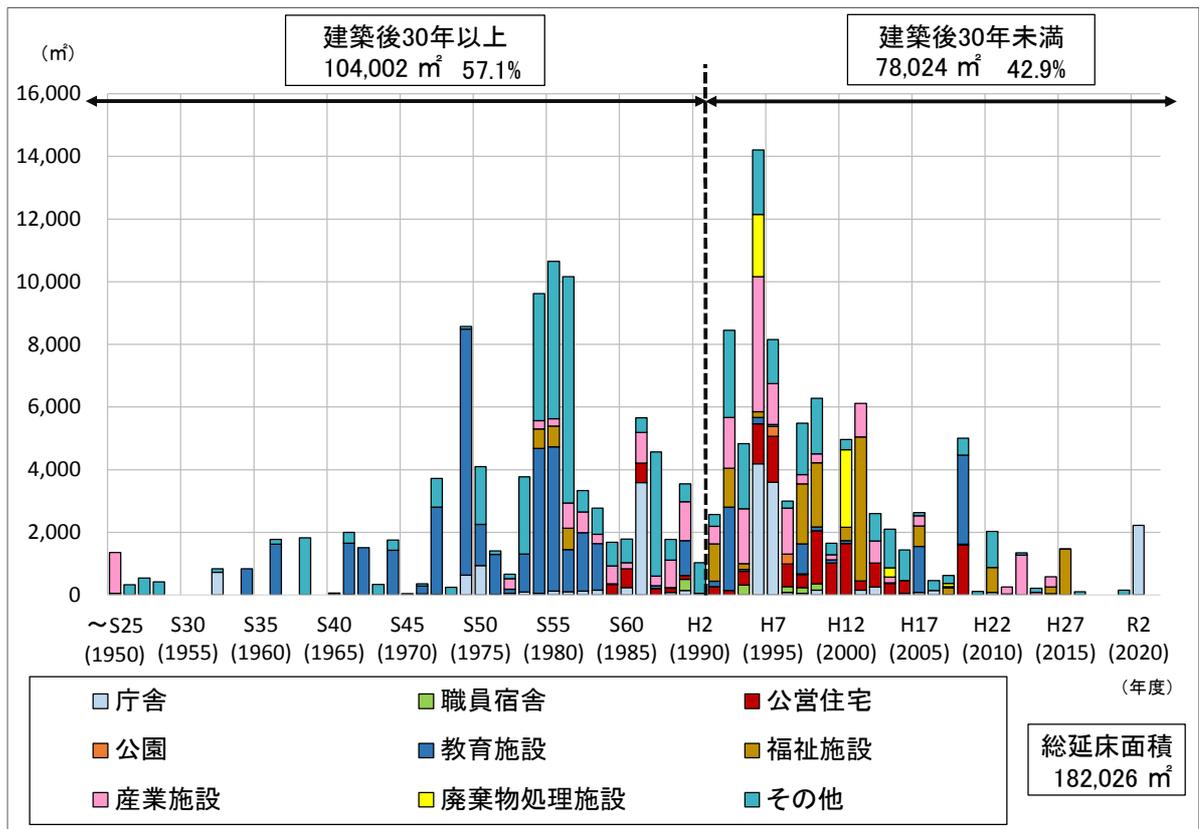
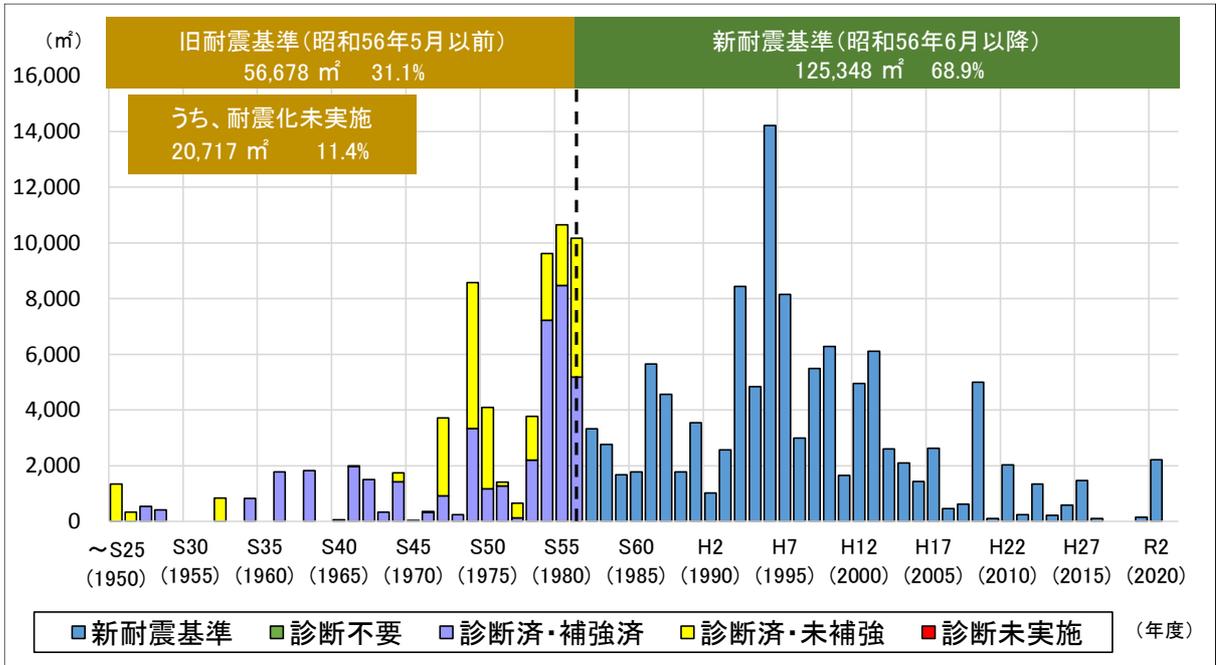


図 2.6 公共施設の建築年度別床面積

④ 耐震化の状況

本町の新耐震基準の公共施設の延床面積は 125,348 m²となっており、全体の 68.9%を占めています。また、旧耐震基準の施設のうち耐震未補強の建物は、20,717 m²となっており、全体の 11.4%を占めています。



※旧耐震基準：建築物の設計において適用される地震（中地震：震度5程度）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年5月31日までの建築確認において適用されていた基準。

※新耐震基準：建築物の設計において適用される地震（大地震：震度6強）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年6月1日以降の建築確認において適用されている基準。

図 2.7 公共施設の耐震化状況

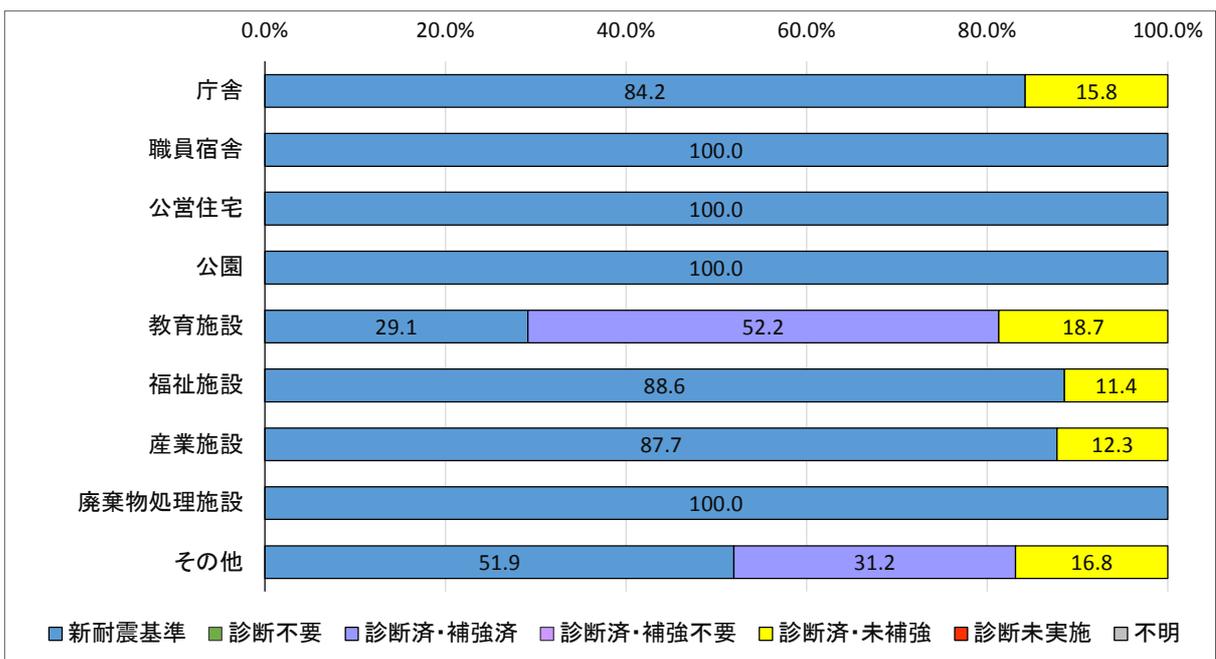


図 2.8 施設分類別の耐震化状況（床面積比率）

(2) インフラ施設の分野別状況

① 道路の状況と推移

道路の状況は、町道 437.3km、農道 27.2km、林道 331.8km、合計 796.3km を有しています。

表 2.3 道路の保有状況と推移

大分類	中分類	区分	平成28年度		令和2年度		増減	
			面積・延長等		面積・延長等		(R2-H28)	
町道	道路	実延長	431,508.00	m	437,282.50	m	5,774.50	m
		路線数	892	路線	899	路線	7	路線
	橋りょう等	実延長	4,058.70	m	4,307.70	m	249.00	m
		数量	182	橋	183	橋	1	橋
	面積	19,218.41	m ²	21,660.00	m ²	2,441.59	m ²	
農道	道路	実延長	8,809.00	m	27,204.20	m	18,395.20	m
	橋りょう等	実延長	618.70	m	619.60	m	0.90	m
		数量	8	橋	8	橋	0	橋
		面積	4,550.60	m ²	4,552.44	m ²	1.84	m ²
林道	道路	実延長	323,860.40	m	331,777.00	m	7,916.60	m
	橋りょう	実延長	1,425.10	m	1,659.50	m	234.40	m
		数量	79	橋	87	橋	8	橋
		面積	5,475.82	m ²	8,409.60	m ²	2,933.78	m ²
	隧道・トンネル	実延長	57.00	m	57.00	m	0.00	m
		数量	1	箇所	1	箇所	0	箇所

資料：阿賀町庁内資料

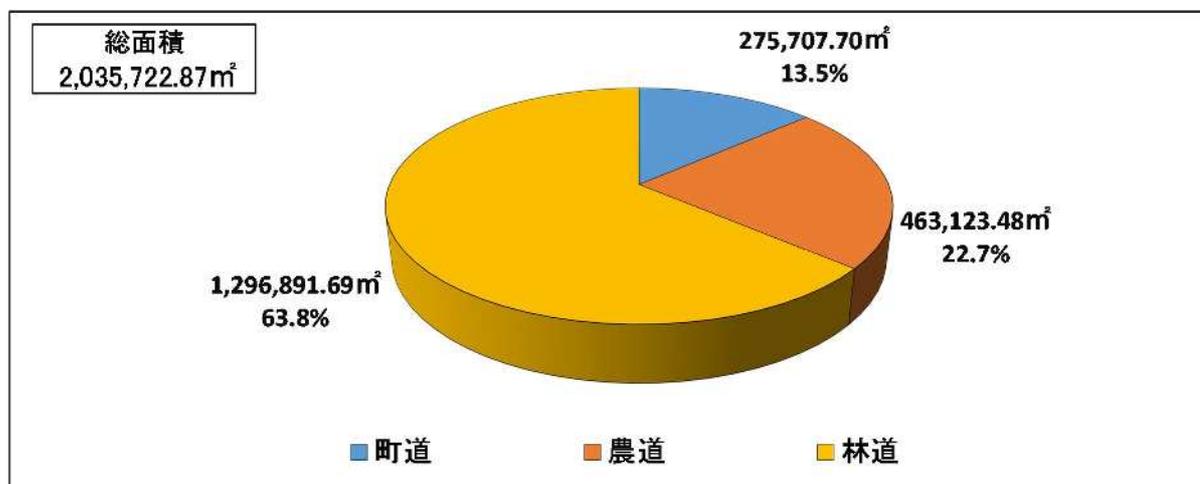


図 2.9 道路の保有状況 (面積)

※端数処理の関係で割合の合計が一致しない場合があります

資料：阿賀町庁内資料

② 橋りょうの状況と推移

橋りょうの年度別整備面積をみると、各年度で整備を進めています。特に昭和38年度、平成8年度及び平成16年度に整備が集中しています。橋りょうの一般的な耐用年数は60年とされており、今後毎年のように更新費用が必要になってくることが見込まれ、計画的な維持管理対策が求められます。

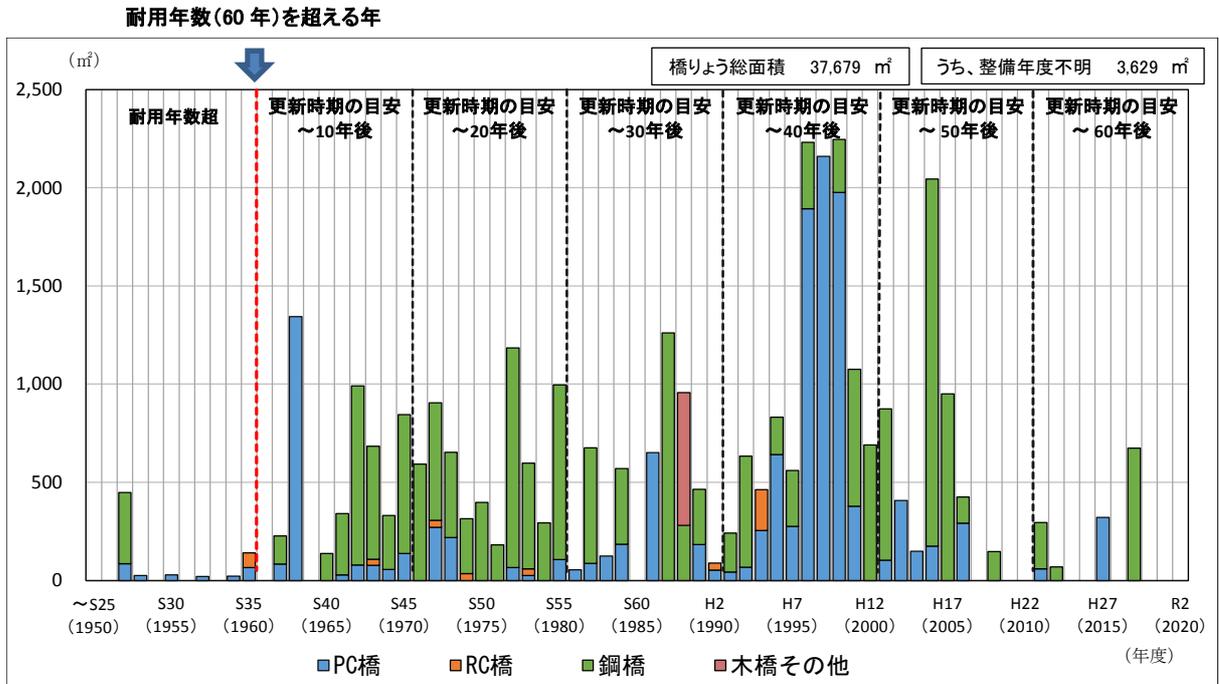


図 2.10 橋りょうの整備年度別面積

③ 上水道の状況と推移

上水道施設の整備状況は表 2.4 に示すとおりで、令和 2 年度現在は管路総延長が 277,981m となっており、平成 28 年度と比較すると延長が 78,749m 増加しています。

水道管の整備は、昭和 40 年代から本格的な整備が始まり、平成 8 年度以降急速に整備が進んでいます。

上水道管の一般的な耐用年数は 40 年とされていることから、昭和 55 年度以前に整備されたものは、すでに耐用年数を超えており、その後も毎年耐用年数を超えるものが増えていくことから、長期的な視点で財政支出と効率的な計画を検討して維持管理に努めていく必要があります。

表 2.4 水道施設の保有状況と推移

大分類	中分類	区分	平成28年度		令和2年度		増減	
			面積・延長等		面積・延長等		(R2-H28)	
水道施設	管路	実延長	199,232.00	m	277,981.14	m	78,749.14	m
	水道施設	床面積	1,640.70	m ²	5,156.51	m ²	3,515.81	m ²

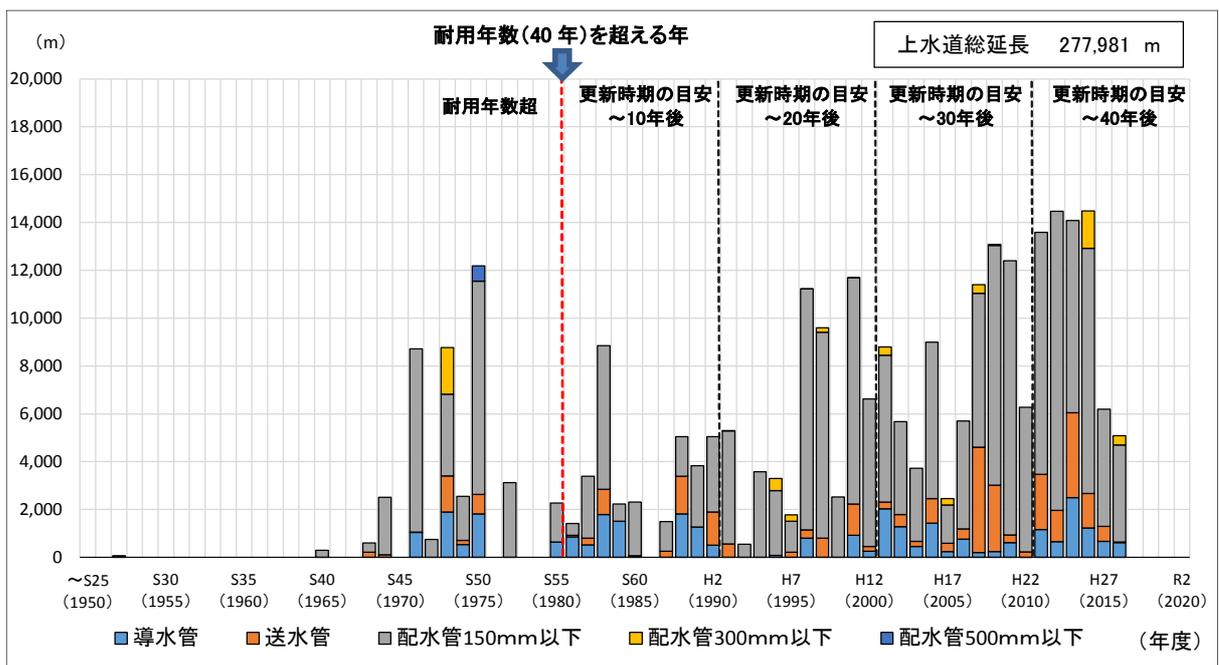


図 2.11 上水道の整備年度別整備延長

④ 下水道の状況と推移

下水道施設の整備状況は表 2.5 に示すとおりで、令和 2 年度現在は管路総延長が 161,359.86m となっており、平成 28 年度と比較すると延長が 67.50m 増加しています。

下水道管の整備は、平成 3 年度から整備がはじまり、平成 5 年度以降急速に整備が進んでいます。

下水道管の一般的な耐用年数は 50 年とされており、最初の更新時期までは 20 年ほど余裕がありますが、20 年を超えると更新時期が集中することが見込まれます。

表 2.5 下水道施設の保有状況と推移

大分類	中分類	区分	平成28年度 面積・延長等		令和2年度 面積・延長等		増減 (R2-H28)	
下水道施設	管路	実延長	161,292.36	m	161,359.86	m	67.50	m
	下水道施設	床面積	10,991.00	m ²	10,991.00	m ²	0.00	m ²

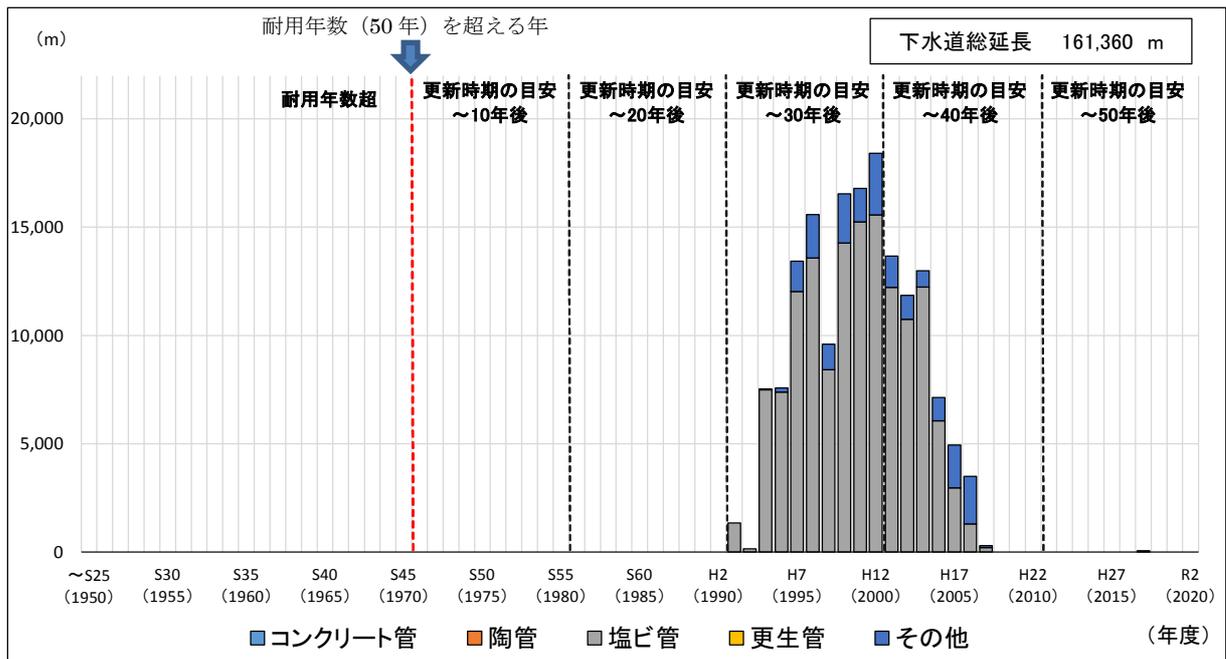


図 2.12 下水道の整備年度別整備延長

4 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、公会計の財務諸表を用いた、公共施設等の取得からの経過割合を表したものです。

本町の令和元年度における有形固定資産減価償却率は75.2%となっています。平成27年度以降、資産老朽化比率が高まっており、建築後30年以上が経過している施設が増加しつつあることが伺えます。

類似団体の平均値と比較すると、本町では有形固定資産減価償却率が類似団体を上回っており、類似団体より建築後30年以上の建物が多いことが伺えます。

表 2.6 有形固定資産減価償却率の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
有形固定資産減価償却率 (%)	71.0	72.2	73.4	75.2	75.2
類似団体平均値	55.8	57.6	58.9	60.5	61.2

資料：総務省 統一的な基準による財務書類に関する情報 新潟県

算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

5 公共施設等の過去に行った対策の実績

公共施設及びインフラ施設の点検・診断、大規模改修等、統廃合、民間活用、職員講習会等の実施状況は、以下のとおりです。

(1) 公共施設

① 点検・診断

表 2.7 公共施設の点検・診断の概要

分類	対象施設	年度	点検・診断内容
庁舎	阿賀町本庁舎、三川支所、上川支所、鹿瀬支所	H29	外壁修繕調査(鹿瀬支所)
		H28～R2	自家用電気工作物保安管理業務
消防施設	阿賀町消防本部、上川分遣所、三川分遣所、日出谷分遣所、消防団屯所	—	なし
職員宿舍	三川中学校教員住宅、三郷教職員住宅校長住宅、津川教職員住宅校長住宅、上条教職員集合住宅、津川教職員住宅1、2、3、三郷教職員住宅、上川中教職員住宅1号、西川教職員住宅校長住宅、野々花教職員住宅1号～5号、鹿瀬教職員住宅1号～5号、日出谷教職員住宅1号～3号	H29	建築物定期調査
公営住宅	黒岩住宅、後地団地、あが野ハイツ、メゾン赤崎・黒崎	H29・R2	建築物定期調査
公園	森林体験交流施設(ハーバルパーク)	—	なし
学校施設	津川小学校、上川小学校、三川小学校、上条小学校、阿賀津川中学校、津川学校給食センター、鹿瀬学校給食センター	H30	建築物定期調査
		H28～R2	自家用電気工作物保安管理業務
図書館等	社会教育センター、郷土資料館、阿賀物語村(ふるさと交流川屋敷)等	H28～R2	建築物定期調査
		H28～R2	自家用電気工作物保安管理業務
体育館・プール	総合スポーツ公園体育館等、三川B&G海洋センター体育館等、上川B&G海洋センター体育館、その他体育館等	H28～R2	自家用電気工作物保安管理業務
診療所	三川診療所・在宅介護支援センター、津川診療所、鹿瀬診療所	H28～R2	自家用電気工作物保安管理業務
保健センター	上川保健センター・歯科診療所、三川保健センター、鹿瀬保健センター、津川総合福祉保健センターやまぶきの里	H28・R1・R2	建築物定期調査
		H28～R2	自家用電気工作物保安管理業務
認定子ども園・幼稚園・保育園	日野川保育園、上条保育園、わかば保育園、鹿瀬保育園、ひまわり保育園	H28・R1	建築物定期調査
		H28～R2	自家用電気工作物保安管理業務
福祉施設	養護老人ホームきりん荘、高齢者生活福祉センター、高齢者生活支援ハウス、コミュニティデイホーム豊実、阿賀町デイサービスセンター(鹿瀬)、阿賀町老人福祉センター、高齢者いきがいセンター(寿会館)、平塚高齢者ふれあい会館、高齢者ふれあい会館、阿賀町地域活動総合支援センターたんぼぼ	H28～R1	建築物定期調査
		H28～R2	自家用電気工作物保安管理業務
観光施設	あすなろ荘、休養センターみかづら荘、温泉スライダー及び温泉プール、津川温泉浴場施設、津川温泉清川高原保養センター、ホテルみかわ、山村体験交流施設 七福荘、赤湯(公衆浴場)、スキーロッジふるさと山荘、ロッジホワイト(スキー場)、多目的ふれあいセンター(ビーウィンドウ)等、奥阿賀ふるさと館、レークサイド角神、青少年旅行村等	H28～R2	自家用電気工作物保安管理業務
農業施設	生産物直売所(四季采館)、農林水産物直売所(将軍亭)、農産物直売所(まいたけ庵)、中ノ沢農林産物直売所、生産物直売施設(上川物産直売所)、育苗センター	—	なし
林業用施設	木質バイオマス燃料等製造施設事務所、木質バイオマス燃料等製造施設、芦沢山荘(休養休憩施設)	—	なし
一般廃棄物処理施設	阿賀町クリーンセンター、阿賀町エコパーク、阿賀町污泥再生センター	H28～R2	自家用電気工作物保安管理業務
公民館	阿賀町公民館	H29・R1	建築物定期調査
市民会館等	阿賀町文化福祉会館、若者コミュニティセンター、上川会館、三川山村開発センター(みかわ会館)、各地区集会所等	H29～R1	建築物定期調査
		H28～R2	自家用電気工作物保安管理業務
その他の施設	廃校施設、廃止保育園等	—	なし

② 大規模改修等

表 2.8 公共施設の対象棟・工事内容

分類	対象施設	年度	対象棟・工事内容
庁舎	阿賀町本庁舎、三川支所、上川支所、鹿瀬支所	H28	本庁・照明器具LED化
		H30	上川支所・事務室パーテーション設置
		H30	上川支所・空調機改修
		H30	上川支所・高圧引込ケーブル更新
		R1	三川支所・空調設備設置
		R2	三川支所・高圧受電設備更新
消防施設	阿賀町消防本部、上川分遣所、三川分遣所、日出谷分遣所、消防団屯所	H30	新庁舎整備
		R2	メタルケーブル異経路設備設置
職員宿舎	三川中学校教員住宅、三郷教職員住宅校長住宅、津川教職員住宅校長住宅、上条教職員集合住宅、津川教職員住宅1、2、3、三郷教職員住宅、上川中教職員住宅1号、西川教職員住宅校長住宅、野々花教職員住宅1号～5号、鹿瀬教職員住宅1号～5号、日出谷教職員住宅1号～3号	—	なし
公営住宅	白崎牧住宅、黒岩住宅、東下条住宅、上ノ山住宅、マコノ浦団地、松ヶ丘団地、あが野団地、岡沢住宅、後地団地、あが野ハイツ、堂島団地、向鹿瀬団地、メゾン赤崎・黒崎	R2	黒岩住宅(9棟)・屋根塗装
公園	森林体験交流施設(ハーバルパーク)	H29	ハーバルパーク・水道給水管布設
		H29	中ノ沢渓谷森林公園・漏水修繕
		H29・H30	たきがしら湿原・施設改修
		R1	中ノ沢渓谷森林公園・トイレ整備
学校施設	津川小学校、上川小学校、三川小中学校、上条小学校、阿賀津川中学校、津川学校給食センター、鹿瀬学校給食センター	H30	三川小・給食搬入口整備
		R1	津川小・空調整備
		R1	上川小・空調整備
		R1	鹿瀬給食センター・ボイラー入替
		R2	全校・自動水栓整備
		R2	全校・ネットワーク整備
図書館等	社会教育センター、郷土資料館、阿賀物語村(ふるさと交流川屋敷)等	H29	郷土資料館・消火栓設備ポンプ交換
		H30	五十嵐家住宅・施設修繕
体育館・プール	総合スポーツ公園体育館等、三川B&G海洋センター体育館等、上川B&G海洋センター体育館、その他体育館等	H30	津川B&G海洋センター・体育館改修
		R2	津川B&G海洋センター・受変電設備更新
診療所	三川診療所・在宅介護支援センター、津川診療所、鹿瀬診療所	—	なし
保健センター	上川保健センター・歯科診療所、三川保健センター、鹿瀬保健センター、津川総合福祉保健センターやまぶきの里	H29	やまぶきの里・施設修繕
認定こども園・幼稚園・保育園	日野川保育園、上条保育園、わかば保育園、鹿瀬保育園、ひまわり保育園	—	なし
福祉施設	養護老人ホームきりん荘、高齢者生活福祉センター、高齢者生活支援ハウス、コミュニティデイホーム豊実、阿賀町デイサービスセンター(鹿瀬)、阿賀町老人福祉センター、高齢者いきがいセンター(寿会館)、平堀高齢者ふれあい会館、高齢者ふれあい会館、阿賀町地域活動総合支援センターたんぽぽ	H28	きりん荘・自動火災報知設備改修
		R2	きりん荘・防水改修
		R2	老人福祉センター・高圧受変電機器更新
観光施設	あすなろ荘、休養センターみかぐら荘、温泉スライダー及び温泉プール、津川温泉浴場施設、津川温泉清川高原保養センター、ホテルみかわ、山村体験交流施設 七福荘、赤湯(公衆浴場)、スキーロッジふるさと山荘、ロッジホワイト(スキー場)、多目的ふれあいセンター(ピーウィンドウ)等、奥阿賀ふるさと館、レークサイド角神、青少年旅行村等	H28	新三川温泉・施設修繕
		H28	津川温泉・1号井修繕
		H30	赤湯・貯水槽取替
		R2	第三セクター温泉・施設修繕
H28～R2	スキー場・施設修繕		
農業施設	生産物直売所(四季采館)、農林水産物直売所(将軍亭)、農産物直売所(まいたけ庵)、中ノ沢農林産物直売所、生産物直売施設(上川物産直売所)、育苗センター	H28・H29	ふるさと物産館・施設修繕
林業用施設	木質バイオマス燃料等製造施設事務所、木質バイオマス燃料等製造施設、芦沢山荘(休養休憩施設)	H29～R2	バイオマス製造施設・機器修繕
一般廃棄物処理施設	阿賀町クリーンセンター、阿賀町エコパーク、阿賀町汚泥再生センター	H28～R2	クリーンセンター・施設維持修繕
		H28～H29	エコパーク・処理水放流管整備
		H28～R2	汚泥再生センター・施設維持修繕
		R1～R2	汚泥再生センター・基幹改良
公民館	阿賀町公民館	—	なし
市民会館等	阿賀町文化福祉会館、若者コミュニティセンター、上川会館、三川山村開発センター(みかわ会館)、各地区集会所等	H30	新谷集会所・屋根修繕
		H30	八田蟹集会所・屋根修繕
		R1	上川会館・施設改修
		R1	五十島集会所・新設
		R2	福取集会所・屋根修繕
		R2	上川会館・防火シャッター更新
R2	文化福祉会館・屋外タンク整備		
その他の施設	廃校施設、廃止保育園等	—	なし

③ 統廃合

表 2.9 公共施設の統廃合の概要

分類	対象施設	年度	統廃合の概要
庁舎	阿賀町本庁舎、三川支所、上川支所、鹿瀬支所	H29	上川支所内に、消防本部上川分遣所を移設
消防施設	阿賀町消防本部、上川分遣所、三川分遣所、日出谷分遣所、消防団屯所	H29	上川分遣所を廃止し、上川支所内へ移転
		R2	消防本部新庁舎建築に伴い、旧消防本部庁舎の用途廃止
		H31	消防団屯所(柳新田)の解体
		R2	消防団屯所(広手)の解体
職員宿舎	三川中学校教員住宅、三郷教職員住宅校長住宅、津川教職員住宅校長住宅、上条教職員集合住宅、津川教職員住宅1、2、3、三郷教職員住宅、上川中教職員住宅1号、西川教職員住宅校長住宅、野々花教職員住宅1号～5号、鹿瀬教職員住宅1号～5号、日出谷教職員住宅1号～3号	—	なし
公営住宅	白崎牧住宅、黒岩住宅、東下条住宅、上ノ山住宅、マコノ浦団地、松ヶ丘団地、あが野団地、岡沢住宅、後地団地、あが野ハイイツ、堂島団地、向鹿瀬団地、メゾン赤崎・黒崎	—	なし
公園	森林体験交流施設(ハーバルパーク)	—	なし
学校施設	津川小学校、上川小学校、三川小中学校、上条小学校、阿賀津川中学校、津川学校給食センター、鹿瀬学校給食センター	H31	「三郷小学校」「鹿瀬小学校」「日出谷小学校」が用途廃止され、「津川小学校」に統合。
		H31	「西川小学校」が用途廃止され、「上条小学校」に統合し、名称を「上川小学校」に変更。
		※対象施設のうち「上条小学校」が改名して「上川小学校」になっている	
図書館等	社会教育センター、郷土資料館、阿賀物語村(ふるさと交流川屋敷)等	—	なし
体育館・プール	総合スポーツ公園体育館等、三川B&G海洋センター体育館等、上川B&G海洋センター体育館、その他体育館等	—	なし
診療所	三川診療所・在宅介護支援センター、津川診療所、鹿瀬診療所	～H28年	「津川診療所」は休止
保健センター	上川保健センター・歯科診療所、三川保健センター、鹿瀬保健センター、津川総合福祉保健センターやまぶきの里	～H28年	「鹿瀬保健センター」は施設老朽化のため休止状態
認定こども園・幼稚園・保育園	日野川保育園、上条保育園、わかば保育園、鹿瀬保育園、ひまわり保育園	H30	「日野川保育園」は廃止され「上条保育園」に統合。
		H30	「鹿瀬保育園」を用途廃止。
		R2	「旧日野川保育園」を普通財産へ移管。
		R1	「鹿瀬保育園」を普通財産へ移管。
福祉施設	養護老人ホームきりん荘、高齢者生活福祉センター、高齢者生活支援ハウス、コミュニティデイホーム豊実、阿賀町デイサービスセンター(鹿瀬)、阿賀町老人福祉センター、高齢者いきがいセンター(寿会館)、平堀高齢者ふれあい会館、高齢者ふれあい会館、阿賀町地域活動総合支援センターたんぼぼ	H29	「コミュニティデイホーム豊実」を用途廃止。
		R2	「コミュニティデイホーム豊実」を普通財産へ移管
観光施設	あすなる荘、休養センターみかづら荘、温泉スライダー及び温泉プール、津川温泉浴場施設、津川温泉清川高原保養センター、ホテルみかわ、山村体験交流施設 七福荘、赤湯(公衆浴場)、スキーロッジふるさと山荘、ロッジホワイト(スキー場)、多目的ふれあいセンター(ピーウィンドウ)等、奥阿賀ふるさと館、レークサイド角神、青少年旅行村等	H29	「温泉スライダー及び温泉プール」は用途廃止し売却
		H29	「ホテルみかわ」は用途廃止し売却
		R3	「レークサイド角神」は用途廃止
		H31	「奥阿賀ふるさと館」は休止中
		R2	「あすなる荘」は休止中
農業施設	生産物直売所(四季採館)、農林水産物直売所(將軍亭)、農産物直売所(まいたけ庵)、中ノ沢農林産物直売所、生産物直売施設(上川物産直売所)、育苗センター	H28	「生産物直売所(四季採館)」は用途廃止
林業用施設	木質バイオマス燃料等製造施設事務所、木質バイオマス燃料等製造施設、芦沢山荘(休養休憩施設)	—	なし
一般廃棄物処理施設	阿賀町クリーンセンター、阿賀町エコパーク、阿賀町汚泥再生センター	—	なし
公民館	阿賀町公民館	—	なし
市民会館等	阿賀町文化福祉会館、若者コミュニティセンター、上川会館、三川山村開発センター(みかわ会館)、各地区集会所等	H29	「三川山村開発センター(みかわ会館)」は用途廃止し売却
		H31	「下綱木集会所」を区へ無償譲渡
		H29	「吉津公会堂」を区へ無償譲渡
その他の施設	廃校施設、廃止保育園等	R2	旧鳥井小学校教員住宅の解体処分
		R2	旧五十島集会所の解体処分
		R2	旧三川学校給食センターの解体処分

④ 民間活用（指定管理等）

表 2.10 公共施設の民間活用の概要

分類	対象施設	年度	民間活用の概要
庁舎	阿賀町本庁舎、三川支所、上川支所、鹿瀬支所	—	なし
消防施設	阿賀町消防本部、上川分遣所、三川分遣所、日出谷分遣所、消防団屯所	—	なし
職員宿舎	三川中学校教員住宅、三郷教職員住宅校長住宅、津川教職員住宅校長住宅、上条教職員集合住宅、津川教職員住宅1、2、3、三郷教職員住宅、上川中教職員住宅1号、西川教職員住宅校長住宅、野々花教職員住宅1号～5号、鹿瀬教職員住宅1号～5号、日出谷教職員住宅1号～3号	—	なし
公営住宅	白崎牧住宅、黒岩住宅、東下条住宅、上ノ山住宅、マコノ浦団地、松ヶ丘団地、あが野団地、岡沢住宅、後地団地、あが野ハイツ、堂島団地、向鹿瀬団地、メノン赤崎・黒崎	—	なし
公園	森林体験交流施設（ハーバルパーク）	—	なし
学校施設	津川小学校、上川小学校、三川小中学校、上条小学校、阿賀津川中学校、津川学校給食センター、鹿瀬学校給食センター	—	なし
図書館等	社会教育センター、郷土資料館、阿賀物語村（ふるさと交流川屋敷）等	—	なし
体育館・プール	総合スポーツ公園体育館等、三川B&G海洋センター体育館等、上川B&G海洋センター体育館、その他体育館等	—	なし
診療所	三川診療所・在宅介護支援センター、津川診療所、鹿瀬診療所	H28～	「三川診療所」は指定管理（医療法人青山信愛会）
保健センター	上川保健センター・歯科診療所、三川保健センター、鹿瀬保健センター、津川総合福祉保健センターやまぶきの里	～H28	「津川総合福祉保健センターやまぶきの里」は指定管理（阿賀町社会福祉協議会）
認定こども園・幼稚園・保育園	日野川保育園、上条保育園、わかば保育園、鹿瀬保育園、ひまわり保育園	—	なし
福祉施設	養護老人ホームきりん荘、高齢者生活福祉センター、高齢者生活支援ハウス、コミュニティデイホーム豊実、阿賀町デイサービスセンター（鹿瀬）、阿賀町老人福祉センター、高齢者いきがいセンター（寿会館）、平堀高齢者ふれあい会館、高齢者ふれあい会館、阿賀町地域活動総合支援センターたんぼぼ	～H28	「高齢者生活福祉センター」は指定管理（社会福祉法人「阿賀町社会福祉協議会」）
		～H28	「高齢者生活支援ハウス」は指定管理（社会福祉法人「東蒲原福祉会」）
		～H28	「阿賀町デイサービスセンター（鹿瀬）」は指定管理（社会福祉法人「阿賀町社会福祉協議会」）
		～H28	「阿賀町老人福祉センター」は指定管理（社会福祉法人「阿賀町社会福祉協議会」）
		～H28	「高齢者ふれあい会館」は指定管理（社会福祉法人「阿賀町社会福祉協議会」）
		～H28	「阿賀町地域活動総合支援センターたんぼぼ」は指定管理（社会福祉法人「中東福祉会」）
観光施設	あすなる荘、休養センターみかづら荘、温泉スライダー及び温泉プール、津川温泉浴場施設、津川温泉清川高原保養センター、ホテルみかわ、山村体験交流施設 七福荘、赤湯（公衆浴場）、スキーロッジふるさと山荘、ロッジホワイト（スキー場）、多目的ふれあいセンター（ビーウィンドウ）等、奥阿賀ふるさと館、レークサイド角神、青少年旅行村等	R2	「津川温泉清川高原保養センター」は指定管理（NPO法人「かわみなど」）
		R2	「山村体験交流施設 七福荘」は指定管理（NPO法人「七福の恵」）
		R3	「赤湯（公衆浴場）」は指定管理（（株）東蒲観光バス）
		R3	「青少年旅行村」は指定管理（（株）東蒲観光バス）
農業施設	生産物直売所（四季采館）、農林水産物直売所（将軍亭）、農産物直売所（まいたけ産）、中ノ沢農林産物直売所、生産物直売施設（上川物産直売所）、育苗センター	—	なし
林業用施設	木質バイオマス燃料等製造施設事務所、木質バイオマス燃料等製造施設、芦沢山荘（休養休憩施設）	～H28	「木質バイオマス燃料等製造施設」は民間企業が運営（施設貸与）
一般廃棄物処理施設	阿賀町クリーンセンター、阿賀町エコパーク、阿賀町汚泥再生センター	—	なし
公民館	阿賀町公民館	—	なし
市民会館等	阿賀町文化福祉会館、若者コミュニティセンター、上川会館、三川山村開発センター（みかわ会館）、各地区集会所等	～H28	「地区集会所」は全て指定管理（各行政区）
その他の施設	廃校施設、廃止保育園等	—	なし

⑤ 職員講習会等

表 2.11 公共施設に対する啓蒙活動の概要

分類	対象施設	年度	啓蒙活動の概要
庁舎	阿賀町本庁舎、三川支所、上川支所、鹿瀬支所	—	なし
消防施設	阿賀町消防本部、上川分遣所、三川分遣所、日出谷分遣所、消防団屯所	—	なし
職員宿舎	三川中学校教員住宅、三郷教職員住宅校長住宅、津川教職員住宅校長住宅、上条教職員集合住宅、津川教職員住宅1、2、3、三郷教職員住宅、上川中教職員住宅1号、西川教職員住宅校長住宅、野々花教職員住宅1号～5号、鹿瀬教職員住宅1号～5号、日出谷教職員住宅1号～3号	—	なし
公営住宅	白崎牧住宅、黒岩住宅、東下条住宅、上ノ山住宅、マコノ浦団地、松ヶ丘団地、あが野団地、岡沢住宅、後地団地、あが野ハイツ、堂島団地、向鹿瀬団地、メゾン赤崎・黒崎	—	なし
公園	森林体験交流施設（ハーバルパーク）	—	なし
学校施設	津川小学校、上川小学校、三川小学校、上条小学校、阿賀津川中学校、津川学校給食センター、鹿瀬学校給食センター	R2	学校施設劣化状況調査講習会
図書館等	社会教育センター、郷土資料館、阿賀物語村（ふるさと交流川屋敷）等	—	なし
体育館・プール	総合スポーツ公園体育館等、三川B&G海洋センター体育館等、上川B&G海洋センター体育館、その他体育館等	—	なし
診療所	三川診療所・在宅介護支援センター、津川診療所、鹿瀬診療所	—	なし
保健センター	上川保健センター・歯科診療所、三川保健センター、鹿瀬保健センター、津川総合福祉保健センターやまぶきの里	H30	劣化状況調査マニュアルの研修会
認定こども園・幼稚園・保育園	日野川保育園、上条保育園、わかば保育園、鹿瀬保育園、ひまわり保育園	—	なし
福祉施設	養護老人ホームきりん荘、高齢者生活福祉センター、高齢者生活支援ハウス、コミュニティデイホーム豊実、阿賀町デイサービスセンター（鹿瀬）、阿賀町老人福祉センター、高齢者いきがいセンター（寿会館）、平堀高齢者ふれあい会館、高齢者ふれあい会館、阿賀町地域活動総合支援センターたんぼぼ	—	なし
観光施設	あすなろ荘、休養センターみかぐら荘、温泉スライダー及び温泉プール、津川温泉浴場施設、津川温泉清川高原保養センター、ホテルみかわ、山村体験交流施設 七福荘、赤湯（公衆浴場）、スキーロッジふるさと山荘、ロッジホワイト（スキー場）、多目的ふれあいセンター（ピーウィンドウ）等、奥阿賀ふるさと館、レークサイド角神、青少年旅行村等	—	なし
農業施設	生産物直売所（四季採館）、農林水産物直売所（將軍亭）、農産物直売所（まいたけ庵）、中ノ沢農林産物直売所、生産物直売施設（上川物産直売所）、育苗センター	—	なし
林業用施設	木質バイオマス燃料等製造施設事務所、木質バイオマス燃料等製造施設、芦沢山荘（休養休憩施設）	—	なし
一般廃棄物処理施設	阿賀町クリーンセンター、阿賀町エコパーク、阿賀町汚泥再生センター	—	なし
公民館	阿賀町公民館	—	なし
市民会館等	阿賀町文化福祉会館、若者コミュニティセンター、上川会館、三川山村開発センター（みかわ会館）、各地区集会所等	—	なし
その他の施設	廃校施設、廃止保育園等	—	なし

(2) インフラ施設

① 道路

施設名	年度	点検や大規模な補修に関する実績
町道	R4	「道路個別施設計画」策定予定

② 橋りょう

施設名	年度	点検や大規模な補修に関する実績
町道	H29	1巡目点検4年目
	H30	1巡目点検5年目
	R1	2巡目点検1年目
	R2	2巡目点検2年目
農道	H30	震災対策農業水利施設点検・調査計画事業 広域農道 6橋梁(耐震一次診断)
	R2	防災・減災対策農業水利施設点検・調査計画事業 広域農道 6橋梁(耐震二次診断)
林道	H29	林道橋梁点検・地方創生道整備交付金事業 25橋
	H30	林道橋梁点検・地方創生道整備交付金事業 19橋
	R1	林道橋梁点検・地方創生道整備交付金事業 30橋
	R2	林道橋梁点検・地方創生道整備交付金事業 13橋

③ 上水道

施設名	年度	点検や大規模な補修に関する実績
上水道	R2	吉津水道施設配水管布設替詳細設計
		吉津処理区上下水道管移設設計
		綱木水道施設配水管設計
		内川水道施設整備事業
		吉津水道施設整備事業
		綱木水道施設整備事業
		夏渡戸水道施設水源取水設備工事

④ 下水道

施設名	年度	点検や大規模な補修に関する実績
下水道	H29	長寿命化対策事業改築更新設計
		汚水処理施設整備構想(公共)
		長寿命化工事(公共)
		ストックマネジメント計画策定(特環)
		吉津地区農業集落排水施設機能強化対策工事
		西川地区農業集落排水施設機能強化対策実施設計
		西川地区農業集落排水施設機能強化対策工事
		最適整備構想機能診断(農業集落排水施設長寿命化対策事業)
	H30	長寿命化工事(公共)
		長寿命化対策事業改築更新設計業務委託(特環)
		西川地区農業集落排水施設機能強化対策工事
		最適整備構想機能診断(農業集落排水施設長寿命化対策事業)
		下水道管布設工事(農集)
	R1	長寿命化工事(公共)
		長寿命化工事(特環)機械・電気設備更新
	R2	長寿命化工事(公共)機械・電気設備更新
		長寿命化工事(特環)機械・電気設備更新

6 公共施設等の維持管理及び更新に係る中長期的な経費の見込み

(1) 公共施設

① 現在要している更新等経費

過去5年間に公共施設の更新等に要した実績額は、下表に示すとおりです。このうち既存更新分の年平均は約8.6億円、新規整備分と用地取得分を合わせた合計は約12.4億円となっています。

表 2.12 公共施設（建物）に係る投資的経費の内訳

(単位：千円)

区分	年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平均
普通 会計	既存更新分	559,331	810,228	687,896	1,369,896	853,799	856,230
	新規整備分	387,434	681,495	230,625	122,924	259,638	336,423
	用地取得分	13,753	190,266	8,968	3,023	15,703	46,343
	合計	960,518	1,681,989	927,489	1,495,843	1,129,140	1,238,996

出典：庁内資料

※既存更新分：公共施設の建替え及び改修するための経費

※新規整備分：新たな公共施設の建設をするための経費

※用地取得分：公共施設の建設等のための用地を取得するための経費

② 耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み（自然体）

令和3年10月時点で保有している公共施設について、今後も維持し続けた場合に必要となる更新等費用について、総務省より提供されている公共施設等更新費用試算の基準（大規模改修30年、更新60年）を用いて試算します。

この結果、令和4年度から令和43年度までの40年間で約697.8億円、年平均で約17.4億円が必要となり、充当可能な財源（過去5年間の公共施設にかかる投資的経費（既存更新分）の実績）年平均約8.6億円に対し約8.8億円の超過となります。計画期間である令和17年度までの費用をみると、令和4年度からの14年間で約311.8億円、年平均で約22.3億円が必要となり、充当可能な財源に対し約13.7億円の超過となります。これは、築後30年を超えた施設と築後60年を超えた施設の大規模改修等の積み残しによる影響が大きいからです。

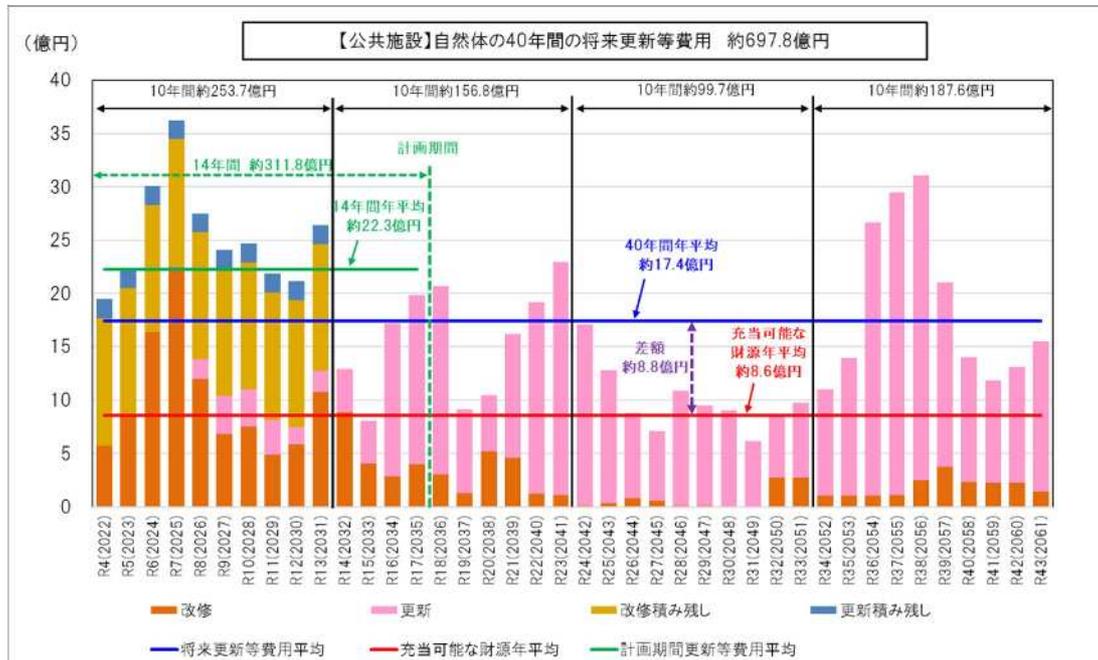


図 2.13 耐用年数経過時に単純更新した場合の公共施設の将来更新等費用の見込み

③ 長寿命化対策を反映した場合の費用見込み

公共施設の長寿命化対策を反映した場合の更新等費用の見込みは、令和2年度に策定している学校施設長寿命化計画を反映し、その他の施設は総務省より提供されている公共施設等更新費用試算における大規模改修を40年、更新を80年として試算します。

その結果、令和4年度から令和43年度までの40年間で約679.4億円、年平均で約17.0億円が必要となり、充当可能な財源（過去5年間の公共施設にかかる投資的経費の実績）年平均約8.6億円に対し約8.4億円の超過となります。

計画期間である令和17年度までの費用をみると、令和4年度からの14年間で約304.4億円、年平均で約21.7億円が必要となり、充当可能な財源に対し約13.1億円の超過となります。これは、学校施設以外の施設については、個別施設計画を策定していないことから、全ての施設を同規模のまま維持管理すると仮定して試算したことによるものです。

今後、学校施設以外の施設についても、施設の統廃合による規模や配置、大規模改修や更新の時期等を検討し、更新等費用の縮減と平準化を図る必要があります。

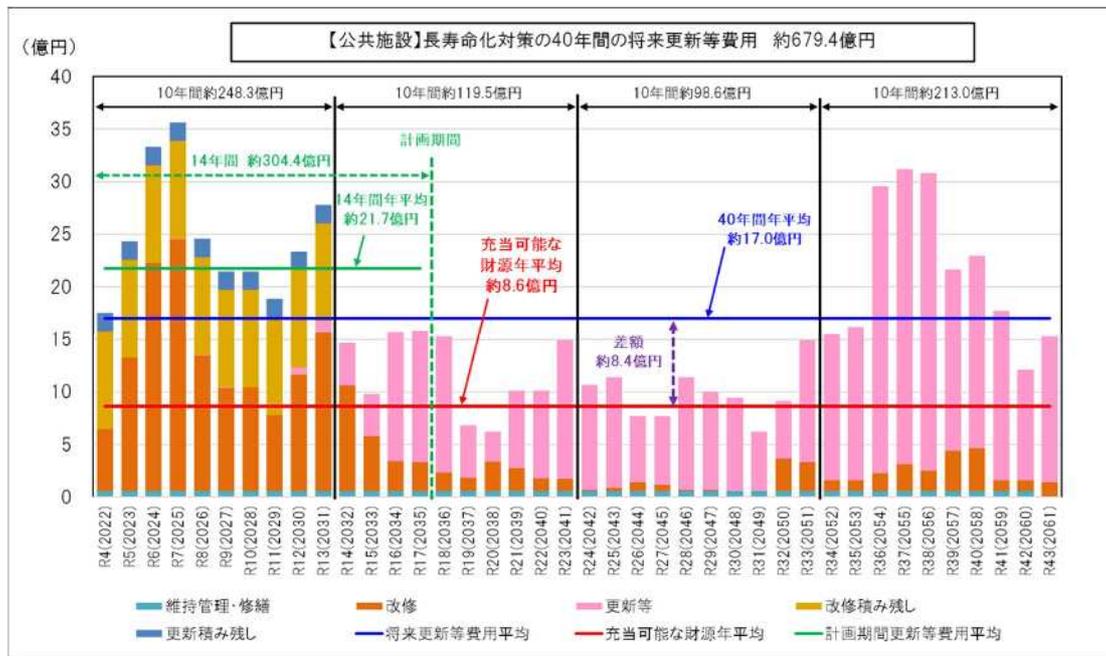


図 2.14 長寿命化対策を反映した場合の公共施設の将来更新等費用の見込み

(2) インフラ施設

① 現在要している維持管理・更新等経費

過去5年間にインフラ施設の更新等に要した実績額は、下表に示すとおりです。普通会計における既存更新分の年平均は約3.1億円、新規整備分と用地取得分を合わせると約3.2億円となっています。事業会計における既存更新分の年平均は約3.1億円、新規整備分を合わせると約3.2億円となっており、普通会計と事業会計の既存更新分の合計は約6.2億円、総合計は約6.4億円となります。

表 2.13 インフラ施設に係る投資的経費の内訳

(単位：千円)

区分	年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平均
普通会計	既存更新分	297,568	377,607	343,133	234,288	285,229	307,565
	新規整備分	7,932	5,562	14,936	2,495	24,019	10,989
	用地取得分	259	9,550	643	790	4,870	3,222
	合計	305,759	392,719	358,712	237,573	314,118	321,776
事業会計	既存更新分	512,655	327,772	256,519	244,582	203,245	308,955
	新規整備分	33,225	0	0	0	0	6,645
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
	合計	545,880	327,772	256,519	244,582	203,245	315,600

出典：庁内資料

※既存更新分：公共施設の建替え及び改修するための経費

※新規整備分：新たな公共施設の建設をするための経費

※用地取得分：公共施設の建設等のための用地を取得するための経費

道路

(単位：千円)

区分	年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平均
普通会計	既存更新分	211,996	344,331	287,287	212,428	229,592	257,127
	新規整備分	7,932	5,562	14,936	2,495	24,019	10,989
	用地取得分	259	9,550	643	790	4,870	3,222
	合計	220,187	359,443	302,866	215,713	258,481	271,338

橋りょう

(単位：千円)

区分	年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平均
普通会計	既存更新分	85,572	33,276	55,846	21,860	55,637	50,438
	新規整備分	0	0	0	0	0	0
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
	合計	85,572	33,276	55,846	21,860	55,637	50,438

上水道

(単位：千円)

区分	年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平均
事業会計	既存更新分	402,407	99,574	80,925	135,190	108,360	165,291
	新規整備分	30,933	0	0	0	0	6,187
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
	合計	433,340	99,574	80,925	135,190	108,360	171,478

下水道

(単位：千円)

区分	年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平均
事業会計	既存更新分	110,248	228,198	175,594	109,392	94,885	143,663
	新規整備分	2,292	0	0	0	0	458
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
	合計	112,540	228,198	175,594	109,392	94,885	144,122

② 耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み（自然体）

令和3年10月時点で保有しているインフラ施設について、今後も維持し続けた場合に必要となる更新等費用について、総務省より提供されている公共施設等更新費用試算の基準を用いて試算します。

その結果、令和4年度から令和43年度までの40年間で約928.4億円、年平均で約23.2億円が必要となり、充当可能な財源（過去5年間のインフラ施設にかかる投資的経費（既存更新分）の実績）年平均約6.2億円に対し約17.0億円の超過となります。令和23年度以降は、下水道の更新費用が加わり、後半の20年間で約582.9億円、40年間全体費用の約6割を占めることになります。

計画期間である令和17年度までの費用をみると、令和4年度からの14年間で約235.5億円、年平均で約16.8億円が必要となり、充当可能な財源に対し約10.6億円の超過となります。

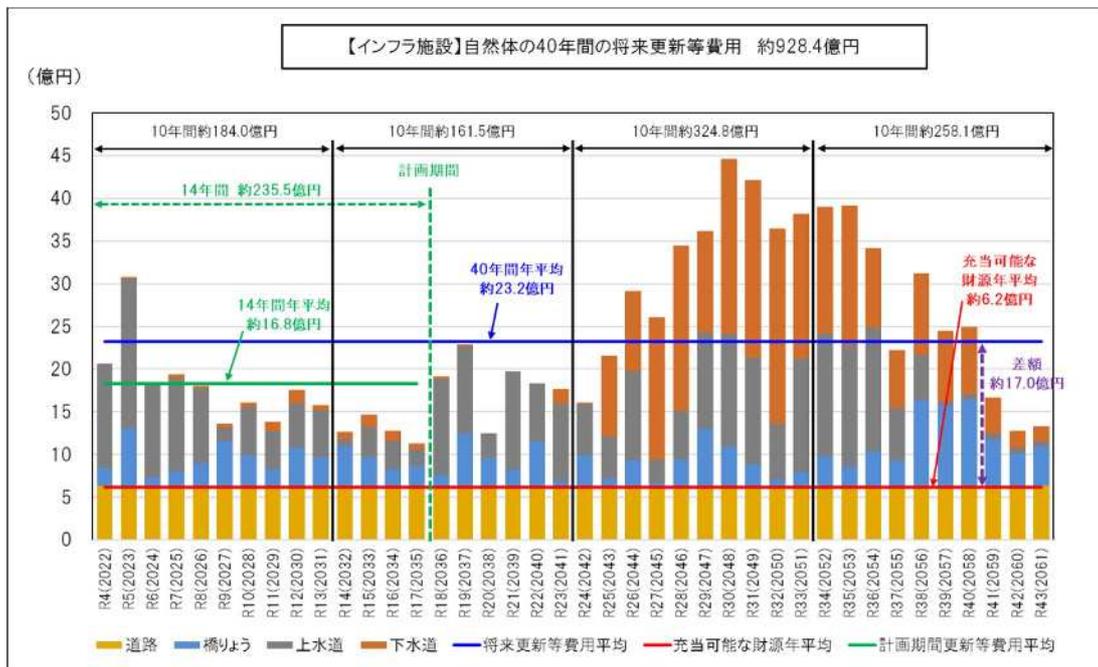


図 2.15 耐用年数経過時に単純更新した場合のインフラ施設の将来更新等費用の見込み

③ 長寿命化対策を反映した場合の費用見込み

インフラ施設の長寿命化対策を反映した場合の更新等費用の見込みは、長寿命化計画を策定していない道路、上水道及び下水道については、総務省より提供されている公共施設等更新費用試算の基準を用いて試算しています。橋りょうについては、「阿賀町の橋を長持ちさせる計画（橋梁長寿命化修繕計画）」より令和4年度から令和13年度までを反映し、令和14年度以降は、総務省より提供されている公共施設等更新費用試算の基準を用いて試算しています。

その結果、令和4年度から令和43年度までの40年間で約926.5億円、年平均で約23.2億円が必要となり、充当可能な財源（過去5年間のインフラ施設にかかる投資的経費（既存更新分）の実績）年平均約6.2億円に対し約17.0億円の超過となります。これは、令和4年度からの10年間の「阿賀町の橋を長持ちさせる計画（橋梁長寿命化修繕計画）」に基づく橋りょうの更新等費用が、自然体費用を上回っていること、その他のインフラ施設は自然体と同様の費用試算になるため、長寿命化対策とはなっていないことによります。

今後、橋りょう以外のインフラ施設においても、計画的な更新等を検討し、費用の縮減と平準化を図る必要があります。

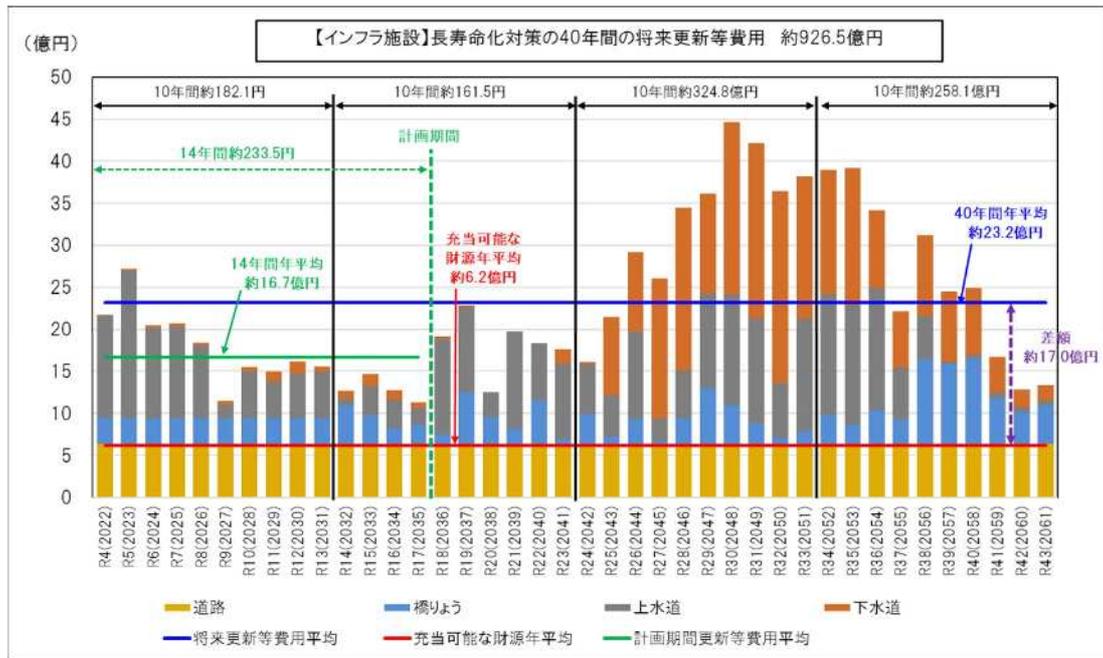


図 2.16 長寿命化対策を反映した場合のインフラ施設の将来更新等費用の見込み

(3) 公共施設・インフラ施設の長寿命化対策等による効果額

① 耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み（自然体）

耐用年数経過時に単純更新した場合の公共施設・インフラ施設の将来更新等費用の見込みは、令和4年度から令和43年度までの40年間で約1,626.2億円、年平均で約40.7億円が必要となり、充当可能な財源（過去5年間の公共施設等にかかる投資的経費（既存更新分）の実績）年平均約14.7億円に対し約26.0億円の超過となります。

計画期間である令和17年度までの費用をみると、令和4年度からの14年間で約547.3億円、年平均で約39.1億円が必要となり、充当可能な財源に対し約24.4億円の超過となります。

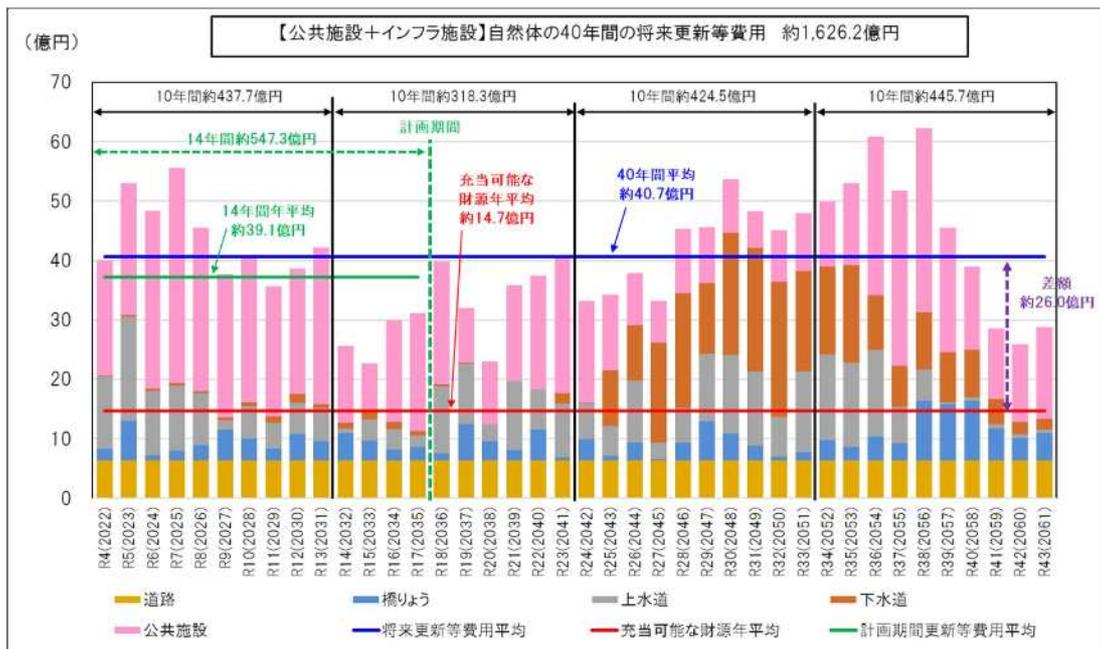


図 2.17 耐用年数経過時に単純更新した場合の公共施設・インフラ施設の将来更新等費用の見込み

② 長寿命化対策を反映した場合の費用見込み

長寿命化対策を反映した場合の公共施設・インフラ施設の将来更新等費用の見込みは、令和4年度から令和43年度までの40年間で約1,605.9億円、年平均で約40.1億円が必要となり、充当可能な財源（過去5年間の公共施設等にかかる投資的経費（既存更新分）の実績）年平均約14.7億円に対し約25.4億円の超過となります。

計画期間である令和17年度までの費用をみると、令和4年度からの14年間で約537.9億円、年平均で約38.4億円が必要となり、充当可能な財源に対し約23.7億円の超過となります。

耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込みと比較すると、今後40年間の差額は約20.3億円、年平均で約0.6億円の縮減となります。

なお、この試算では、長寿命化計画等の個別施設計画を策定している施設は、公共施設では学校施設、インフラ施設では橋りょうの2施設のみであり、その他の公共施設等は個別施設計画を策定していないことから、対策の効果額が小さいことに留意する必要があります。

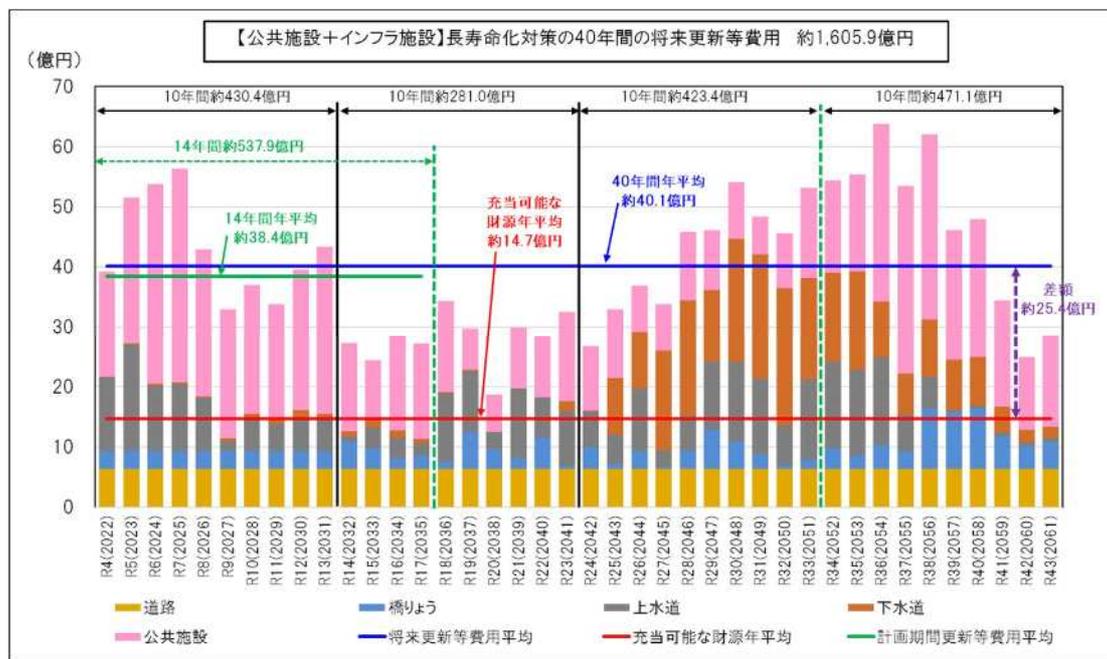


図 2.18 長寿命化対策を反映した場合の公共施設・インフラ施設の将来更新等費用の見込み

③ 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る整理

令和4年度から令和43年度までにおける10年間及び40年間の維持管理・更新等に係る経費の見込みについて整理すると、下記のとおりです。

ア) 公共施設

令和4年度からの10年間では、自然体費用（耐用年数経過時に単純更新した場合）は約253.7億円、対策後費用（長寿命化した場合）は約248.3億円となり、対策による効果額は約5.4億円の縮減となります。40年間での自然体費用は約697.8億円、対策後費用は約679.4億円となり、対策による効果額は約18.4億円の縮減となります。しかし、充当可能な財源の見込みは、10年間では約86.0億、40年間では約344.0億円であり、対策後費用に対し、それぞれ約162.3億円、約335.4億円の不足となります。

今回の試算では、学校施設以外の公共施設は、統廃合を含む施設の規模・配置や長寿命化等の個別施設計画を策定していないことから、全ての施設を今後も維持する仮定の下に、大規模改修時期30年を40年に、更新時期を60年から80年に延ばした結果です。

今後、公共施設の規模・配置の再検討や、残すべき施設の長寿命化等を検討し、計画的な維持管理等による費用の縮減及び平準化を図る必要があります。

表 2.14 公共施設の中長期的な維持管理・更新等に係る経費

(単位：億円)

公共施設	対策後費用				充当可能な財源の見込み	自然体費用 ⑤	対策等の効果額 ⑥=④-⑤
	維持管理・修繕 ①	改修 ②	更新等 ③	合計 ④=①+②+③			
10年間	5.7	223.0	19.7	248.3	86.0	253.7	-5.4
40年間	22.0	282.2	375.2	679.4	344.0	697.8	-18.4

イ) インフラ施設

令和4年度からの10年間では、自然体費用（耐用年数経過時に単純更新した場合）は約184.0億円、対策後費用（長寿命化した場合）は約182.1億円となり、対策による効果額は約1.9億円の縮減となります。40年間での自然体費用は約928.4億円、対策後費用は約926.5億円となり、対策による効果額は約1.9億円の縮減となります。

充当可能な財源の見込みをみると、10年間では約62.0億円、40年間では約248.0億円であり、対策後費用に対しそれぞれ約120.1億円、約678.5億円の不足となります。

今後、インフラ施設の長寿命化等の個別施設計画を策定し、計画的な維持管理等による費用の縮減及び平準化を図る必要があります。

表 2.15 インフラ施設の中長期的な維持管理・更新等に係る経費

(単位：億円)

インフラ施設	対策後費用				充当可能な財源の見込み	自然体費用 ⑤	対策等の効果額 ⑥=④-⑤
	維持管理・修繕 ①	改修 ②	更新等 ③	合計 ④=①+②+③			
10年間	30.0	9.1	143.0	182.1	62.0	184.0	-1.9
40年間	30.0	20.3	876.2	926.5	248.0	928.4	-1.9

7 公共施設等の現状と課題

(1) 公共施設の現状と課題

現在、本町が保有する公共施設の多くは、昭和 40 年代後半から平成 11 年の間に整備されてきました。

これまでも、建替えや耐震化等による長寿命化措置が実施された施設もありますが、これらを除く公共施設については、既に耐用年数を超過したもののや、今後 10 年程度の間には更新時期を迎えるものが多く、建替えや、長寿命化等の改修に要する費用が必要となることが予想されます。

また、将来的な人口の減少、少子高齢化の進展などにより、町税収の減少と社会保障費等の増大によって公共施設の維持管理に充てられる費用が不足することが予想されます。

このため、本町は、更新時期を迎える施設又は今後迎える施設のその後のあり方を町全体として検討し、更新、統合又は除却等を行うことが必要となります。

また、阿賀町総合計画において、横断的な目標の一つとして「新しい時代の流れをまちづくりに取り入れる」を掲げており、SDGs の基本的な考え方である「誰一人取り残さない」に沿ってまちづくりを進めることを十分に意識し、施設の配置、整備、改修などを進めていく必要があります。

(2) インフラ施設の現状と課題

インフラ施設については、道路や橋りょう、上下水道施設のように町民の生活に必要不可欠なものであることから、町においては、更新時期を迎えようとするものについては、費用対効果を見極め、整備を行っているところです。

この中でも、上下水道の運転に必要な浄水場や下水処理場といった施設に関しては、個別に実施した機能診断等の結果に基づき、長寿命化等の計画を定め、設備の更新を行っています。

これらの施設は、平成 7 年度以降に建設されたものが多く、それ以前に整備された施設も、更新時期ごとに改修等による整備が行われています。

これらの施設の多くは、構造も強固なものであるため、施設自体の耐用年数も長期であり、概ね令和 22 年度以降から更新時期を迎えます。ただし、各施設に設置された設備や機器類に関しては、建物本体よりも耐用年数が短く、施設としての機能を維持するためには、建物と設備機器の両者を見据えた維持管理を計画的に実施する必要があります。

安全で安心して利用できる施設を維持・提供していくため、予防保全型の計画的な維持管理により、安全性・快適性を確保するとともに、更新等に係る費用を抑制・平準化し、財政負担を軽減していく必要があります。

第3章 公共施設等の基本的な管理に関する基本方針

1 基本方針

前章における課題を解決するためには、個々の公共施設やインフラ施設を単に管理していくのではなく、これらの公共施設等を「阿賀町の持つ貴重な経営資源」であるという認識のもと、計画的かつ効率的に資産運用していくことが必要となります。

このため、阿賀町では、次の3点を本計画における基本方針として定め、この計画を推進していきます。

【基本方針1】保有量及び規模の適正化

将来にわたる財産保有に要するコストを縮減するため、今後も活用が見込めない公共施設は、売却又は解体等の処分を実施し、公共施設保有量の縮減を図ります。

インフラ施設は、建替え又は長寿命化等の改修の際には、中長期的な視点からも更新規模の適正性を検討し、必要最小限で最大限の効果を達成できるような整備を行います。

【基本方針2】長寿命化の推進

公共施設等における劣化状況等の的確な把握に努め、施設の維持管理費用や改修費用を含むライフサイクルコストを考慮し、中長期にわたる計画的な視点に立って、施設の長寿命化を推進します。

【基本方針3】効率的利用の推進

公共施設を複合的に使用することで、従来その施設が持っていた機能を他の施設に統合し、使用する施設面積に余剰部分を発生させないようにすることや、民間事業者のノウハウや資金を導入した施設の管理運営の積極的な導入、また、賃貸借により第三者に活用してもらうことで、財政負担を軽減するとともに、効率的に公共施設が利活用されることを推進します。

【基本方針4】持続可能な公共施設等

SDGsの理念に沿ってまちづくりを進めることに寄与するため、公共施設等が異常な気象現象に対応できる強靭さを兼ね備え、エネルギーミックスを可能とする施設の整備、運営に努めるとともに、多様な人々が公共施設等を利用できるように公共施設等マネジメントを推進します。

2 公共施設等の管理に関する基本的な方針

(1) 点検・診断等の実施方針

■公共施設

- 町職員、施設管理者等が自ら行う「日常点検」や「定期点検」と、建築基準法や各種法令等により義務付けられている「法定点検」の計画的な実施により、施設や設備の劣化や損傷等の状況把握に努めます。
- 『阿賀町学校施設長寿命化計画（令和2年度）』を策定した際に、町職員等が日常点検を実施できるように、「劣化状況調査マニュアル」を作成しました。今後は、このマニュアルに基づいて、町職員、施設管理者等が建物の劣化状況を把握していきます。
- 施設の保全状況については、工事履歴、法定点検履歴、修繕・改修履歴等について整理し、劣化状況調査結果と合わせて取りまとめ、施設情報として管理していきます。
- 点検・診断の結果、得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録するとともに、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクル（点検 → 診断 → 措置 → 記録）に継続的に取り組んでいきます。

■インフラ施設

- 町職員による「通常点検」と専門業者等による「定期点検」の計画的な実施により、施設や設備の劣化や損傷等の状況把握に努めます。また、大雨や地震が発生した際には、施設に異常が認められないか、異常時のパトロールを実施します。
- 国の点検マニュアルが公表されているインフラ施設については、国のマニュアルに従い、適切に点検を実施します。
- 通常点検等で発見した簡易な損傷については、その都度、修繕を実施していきます。
- 劣化状況や対策の結果を記録し、この履歴を活用して、次回の点検、改修等に活用するメンテナンスサイクルに継続的に取り組んでいきます。

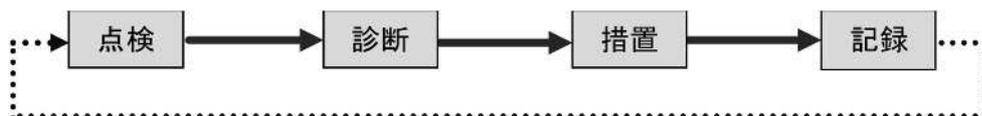


図 3-1 メンテナンスサイクルのイメージ

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

■公共施設

- 部位・部材等の修繕周期や劣化調査の結果を踏まえた「個別施設計画」を策定し、計画に基づいて適切な時期に修繕等を実施し、施設性能の確保や安全性を向上させる予防保全型の維持管理を行います。さらに、計画的に修繕・改修を実施することで、毎年掛かる修繕等費用の低減化、平準化を図ります。
- 計画的な修繕等により施設の長寿命化を図り、今ある施設についてはできるだけ長く使用し続けます。更新の時期を迎えた施設については、利用状況、社会情勢の変化等を勘案し、計画的に更新等を実施します。更新に際しては、長寿命化が可能となる部材の使用や、ユニバーサルデザイン化、省エネルギー対策、将来的に建物の需要の変化にも対応できるような建物の計画・設計としていきます。

■インフラ施設

- 各施設の重要度等を踏まえ、施設性能の低下や事故を未然に防ぐ、「予防保全型」と、通常点検の都度に不具合が発見された場合に修繕する「事後保全型」に分け、適切に維持管理を実施します。
- 「個別施設計画」が未策定のインフラ施設については、「個別施設計画」を策定し、計画的に修繕・更新等を実施していきます。
- 施設の整備や更新にあたっては、長期にわたって維持管理しやすい材料の使用を検討します。

(3) 安全確保の実施方針

■公共施設

- 町職員、施設管理者等が自ら行う「日常点検」、「定期点検」や「法定点検」により、劣化や損傷等が確認された施設については、速やかに修繕等の必要な措置を講じます。また、「個別施設計画」に基づき、計画的に改修等を実施することで安全性の確保・向上を図ります。
- 供用廃止となった施設については、安全性を考慮し、解体、除却等の対策を講じます。

■インフラ施設

- 通常点検や定期点検、その結果による劣化評価等により、劣化や損傷等が確認された施設については、速やかに修繕・更新等の必要な措置を講じ、インフラ施設の安全性を確保します。
- 既に、劣化や損傷の危険性が高い個所がある場合は、速やかに立入禁止措置などを行い、周辺環境への影響を考慮し、復旧作業や除却等の必要な措置を講じます。

(4) 耐震化の実施方針

■公共施設

- 耐震診断が未実施である施設については、施設の今後のあり方を踏まえたうえで、計画的に耐震診断を実施します。
- 耐震性を満たしていない施設については、施設の耐用年数や老朽度を勘案のうえ、更新、耐震化、廃止などの判断を早期に行い、今後も継続して保有していく施設については、計画的に耐震改修を実施します。
- 耐震補強工事等を実施する際には、長寿命化改修等を合わせて実施することで、長期的な維持管理コストの削減を図ります。

■インフラ施設

- 利用者の安全確保や安定した供給等が行われるよう、各施設の特性や緊急性、重要性を考慮のうえ、計画的に耐震化を進めます。

(5) 長寿命化の実施方針

■ 公共施設

- 教育施設については、令和2年度に策定した『阿賀町学校長寿命化計画』に基づき、計画的な長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの抑制・平準化を図ります。
- その他の公共施設については、『阿賀町公共施設個別施設計画』を策定し、計画的な長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの抑制・平準化を図ります。
- 予防保全的な観点から、長寿命化改修等を行い、長く使用する建物と、法令等に基づき構造別の使用年数まで使いきり、更新等を行う建物を区分し、建物の状況を勘案し、適切に管理していきます。
- 長寿命化改修等を実施する際には、社会情勢の変化に合わせて新たに要求される性能を満たし、住民等が利用しやすい施設を目指すとともに、省エネルギー化や太陽光発電などの自然エネルギーの導入により、環境負荷の低減を図ります。

■ インフラ施設

- 今後の社会情勢の変化や住民ニーズ、財政状況等を踏まえ、長寿命化を目的にインフラ施設ごとに個別施設計画を策定し、適正な供給や更新により、ライフサイクルコストの抑制・平準化を図ります。
- 今後、新たに策定するインフラ施設の個別施設計画については、本計画の方針と整合を図ります。

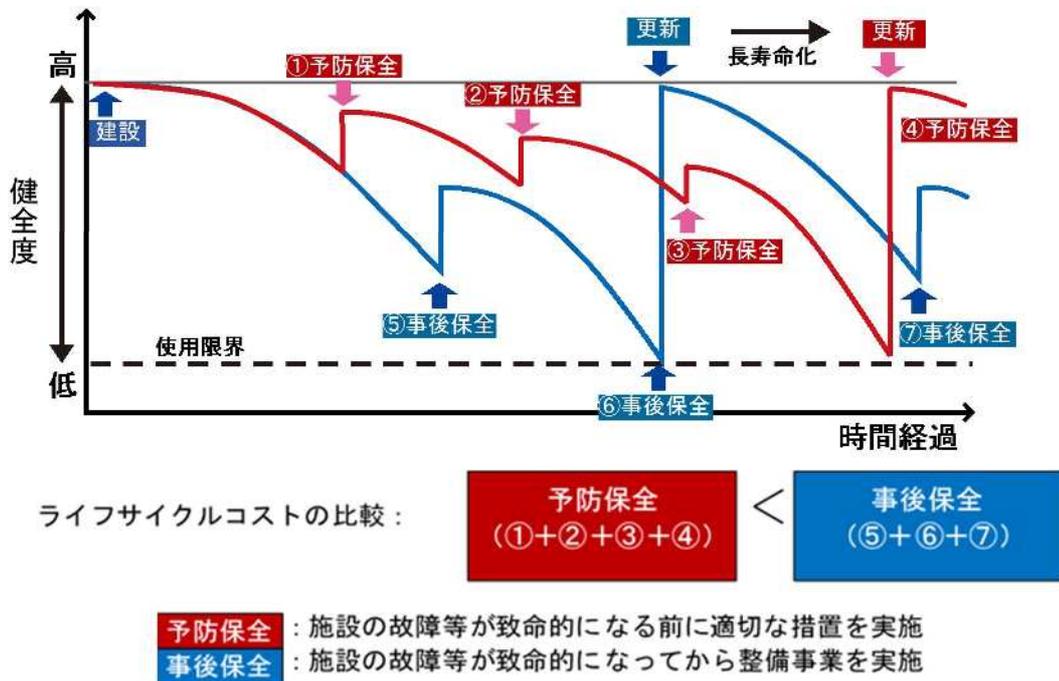


図3-2 長寿命化のイメージ

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

■公共施設

- 公共施設は、大規模改修・更新等の時期に合わせて、動線計画、配置計画、スロープや視覚障害者誘導用ブロックの設置等、バリアフリーに必要な設備計画、サイン計画等を行い、障害の有無、年齢、性別にかかわらず、多様な人々が安心して快適に施設を利用できるようにユニバーサルデザイン化を進めます。
- 敷地内では、駐車場から施設までの段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、連続的なバリアフリー化を図ります。

■インフラ施設

- 道路や橋りょうについては、歩道の拡幅や段差の解消などに努め、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、誰もが安全・安心して利用できる空間整備を進めます。特に、人の利用が多い集客性のある公共施設周辺、通学路、観光施設などでの導入を優先的に検討します。

(7) 統合や廃止の推進方針

■公共施設

- 本町は4町村による合併で、機能・役割が重複する施設が複数存在するものがあります。今後は、類似施設について合併前の旧町村域を越えた見直しを行い、利用頻度や施設までの距離、施設の耐用年数等により適正な配置を検討します。
- 老朽化に伴い、廃止や移転した施設の建物については、安全性を確保するために解体を行っていきます。
- 施設の廃止により生じる町有地や建物は、売却や貸付等を行い、有効活用を図ります。

■インフラ施設

- 今後の社会情勢の変化や住民ニーズ、財政状況等を踏まえ、長寿命化を目的にインフラ施設ごとに個別施設計画を策定し、適正な維持管理を図ります。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

■職員の意識啓発や技術向上

- 公共施設等マネジメントの取り組みを推進するためには、職員一人一人がその意義を理解することが重要であることから、公共施設等の維持管理等に関する情報収集と職員等への講習会開催など技術向上に努めます。

■補助制度等の活用

- 各種補助金、財政措置のある地方債などを積極的に活用し、本町の財政負担の軽減を図ります。

■広域連携

- 広域的な課題への対応や公共施設の相互利用などを適切に行うために、国・県・近隣自治体との連携に努めます。

■民間事業者との連携

- PPP/PFI※の導入や、民間施設を利用した公共サービスの提供など、民間活力の効果的な活用に努めます。

※PPP：Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略称。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度も含まれる。

※PFI：Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

■住民との協働・連携

- 住民や地域団体等が施設の維持管理・運営に参加する方法について検討し、住民との協働・連携を推進します。

■受益者負担の適正化

- 施設の使用料や手数料等の受益者負担の適正化に向けたコスト計算を継続して行い、必要に応じて見直しを行います。

■施設等の有効活用による財源確保

- 未利用資産の売却や解体後跡地の有効活用による財源確保を図ります。

1 公共施設

(1) 庁舎

- 町民のニーズを把握しながら、庁舎及び支所等の利便性を確保するため、屋根・外壁、空調設備等の大規模改修を適宜実施し、適切な維持管理に努めます。
- 役場倉庫、除雪及び役場車庫等については、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の予防保全に努め、長期的な利用を進めます。
- 消防本部や分遣所は、防災上の拠点施設として十分機能が果たせるよう、定期点検により、劣化が進む前に計画的な維持修繕に努めます。
- 分団車庫や消防器具置場等については、地域住民の安全・安心を確保する上で必要な施設であるため、将来的な地域の実情を考慮しながら地域住民と施設のあり方について協議・検討するとともに連携して適正な維持管理に努めます。
- 利用頻度の低い施設や老朽化が進み修繕が難しい施設については、廃止・除却を検討するとともに、需要と供給のバランスに配慮した施設配置に努めます。

(2) 職員宿舎

- 主に学校関係者の住宅として整備されたもので、建築から24年程度経過しており、大規模改修の時期に差し掛かるため、今後の利用見込み等を踏まえて修繕計画を検討していきます。

(3) 公営住宅

- 公営住宅の大半は昭和50年代から平成一桁代に整備されており、最も古いものは建築後36年が経過しており、順次改修を進め、建物の長寿命化に努めていきます。
- 改修においては、高齢者や障がい者への配慮、若者の定住促進対策として、居住環境の維持、水準の向上といった視点で公営住宅の計画的な整備を推進します。

(4) 公園施設

- 町職員等の劣化調査の実施により、劣化や不具合等が発見された場合は、その都度、修繕等を実施していきます。
- 公園全体の維持管理に関しては、民間活力（指定管理者）の導入等について検討するなど、利用者の利便性の向上や利用の促進、運営の効率化を図ります。

(5) 教育施設

- 少子化による児童・生徒の減少により、学校が小規模化するなど教育環境が大きく変化しています。
- 児童・生徒数は、今後も引き続き減少することが見込まれていることから、ある一定規模以上の学校にするため統合を進めるとともに、使用されなくなった校舎等については、地域住民と協

議しながら活用方法について検討します。

- 現在使われている校舎等については、すべての施設で耐震化が完了しておりますが、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代前半に建設された施設が多く老朽化が問題となっており、児童・生徒の安全性確保は勿論、地域住民の避難場所としての機能も果たせるよう防災機能強化及び改修を計画的に進めます。
- 学校教育施設のうち、長期的に利用が見込まれる校舎等については、「阿賀町学校長寿命化計画」に基づいた長寿命化改修や大規模改修などを計画的に進めます。また、旧鹿瀬小学校や旧鹿瀬中学校等の統廃合により学校としての用途を廃止した施設については、地域住民も含めて地域振興策の一環として利用計画を検討します。
- 図書館等に含まれる郷土資料館や社会教育施設については、民間活力の導入等について検討するなど運営の効率化を進めます。
- 体育館等については、昭和 50 年代に建てられた施設が多く、老朽化による劣化が進んでおり、今後の施設のあり方も含めて、検討していきます。今後も使い続ける施設については、計画的な修繕・改修を実施し、利用者の安全確保と長期的な利用に努めます。

(6) 福祉施設

- 福祉施設全体でみると、建築から 20~30 年経過する建物が多く、利用者の安全性と快適性を確保するため、必要な施設修繕を行います。
- 町営の診療所は、鹿瀬、上川、三川の地域にあり、新潟県立津川病院等と連携して医療を提供しています。高齢者人口の増加により、地域医療の重要性がさらに高まっていくことが求められるため、今後も維持・修繕を心がけ、長期的な利用に努めます。
- 保育所など子育て支援施設については、少子化による子ども数が減少する中、子育て家庭の就労と育児の両立を支援し、子育てしやすい環境づくりを目指します。施設の老朽化について必要な修繕を心がけ安全管理に努めます。
- 高齢者福祉施設については、指定管理者による運営を継続し、改修や長寿命化策の実施を検討します。

(7) 産業施設

- 温泉施設については、指定管理者等の民間のノウハウを活用した運営の工夫に努め、利用者の利便性の向上や利用の促進を図ります。
- レクリエーション施設については、コスト面などを検証し、指定管理の導入やリニューアル、廃止など幅広い視点から、今後の方向性を検討します。
- 農業関係施設のうち、直売所に関しては、部位・設備ごとに計画的に修繕を進め、予防保全の実施に努めます。その他の農業関係施設や林業施設については、町職員等の日常点検を行い、劣化や不具合等があった場合には、修繕を実施していきます。

(8) 廃棄物処理施設

- ごみ焼却処理施設及び最終処分場については、施設や機械設備の老朽化が著しく処理能力の低下や維持管理コストの増加などを考慮し、近隣自治体との広域共同処理への移行を進めます。
- し尿・汚泥再生利用施設については、将来的な利用頻度を考慮し、下水道汚泥処理施設の前処理施設としての基幹的改良を行い、その後は必要に応じて設備・機器の更新を検討し、適切な維持管理に努めます。

(9) その他の施設

- 公民館、町民会館、コミュニティセンター等については、時代や住民ニーズの変化に即した施設規模や配置を検討するとともに、民間活力の導入や各地区への移譲等を検討し、運営の効率化を図り、トータルコストの縮減に努めます。
- 学校給食センターは、施設の老朽化が進んでおり、小中学生の減少や学校の統廃合の動きなどを考慮して、移転集約を含めた検討を行います。
- 斎場、公衆トイレ、道路管理用施設、情報通信施設等については、町職員等の日常点検を行い、劣化や不具合等があった場合には、修繕を実施していきます。
- 廃止となった学校施設やその他廃止施設については、施設の劣化状況や地理的条件などを検証し、地域振興や福祉など様々な用途転換を進め、有効活用に向けた検討を行います。なお、著しく劣化が進んでいる施設については、解体などを順次進め、跡地利用について別途検討します。

2 インフラ施設

(1) 道路

- 町道については、路面状況を見極めながら安全を確保するため、適切な維持補修に努めます。橋りょう部については、「橋りょう長寿命化計画」に基づき、架け替えや維持修繕に努めていきます。また、雪崩発生等危険個所の対策事業による安全な町道管理を進めます。
- 農道・林道については、災害時の迂回路確保のため維持管理に努めます。
- 誰もが利用しやすい安全かつ快適な生活道路の整備を推進します。また、狭あい道路の舗装整備などを進め、高齢者や障がい者に優しい道路整備を推進します。

(2) 水道施設

- 将来にわたり安定供給を確保するため、アセットマネジメントを実施して、中長期的な財政収支に基づき、施設の更新等を計画的に実行します。
- 上水道施設の老朽化や耐震化対策・遠方監視装置の整備を進め、維持管理業務を効率的に行います。また、将来人口予測をもとに、規模にあった施設改修を進めます。

(3) 下水道施設

- 下水道は、平成2年から平成19年頃にかけて集中的に整備され、更新の時期までは20年程度余裕がありますが、20年を経過すると一気に更新の時期を迎えるため、財政負担が大きくなります。
- 下水道施設の老朽化や耐震化対策・遠方監視装置の整備を進め、維持管理業務を効率的に行います。また、将来人口予測をもとに、規模にあった施設改修を進めます。

第5章 推進体制

1 計画の実行

(1) 全庁的な推進体制の構築

この計画を全庁的な取組みとするために、公共施設等を管理する全課（各支所を含む。）の職員で構成する委員会（マネジメント委員会）を設置します。

委員会では、この計画の進捗状況の管理や計画を進めていくうえで発生した新たな課題の対処方法等を確認及び検討し、また、計画の一元的な運用を行います。

また、職員一人一人が公共施設等における課題解決の意識を持つことの啓発のために、研修会や情報の共有化を行います。

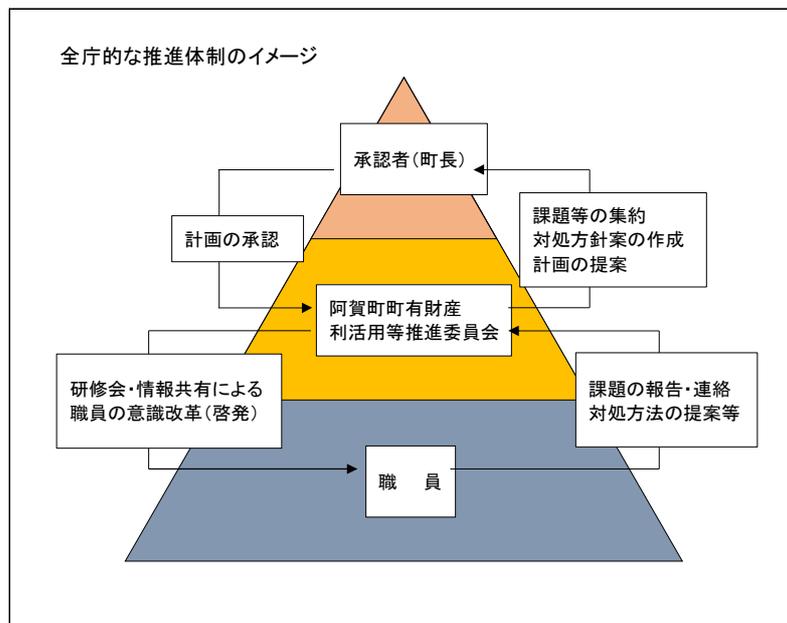


図 5.1 全庁的な推進体制のイメージ

(2) 個別施設における取組

この計画の実施にあたっては、次のフローのように行動を実施します。

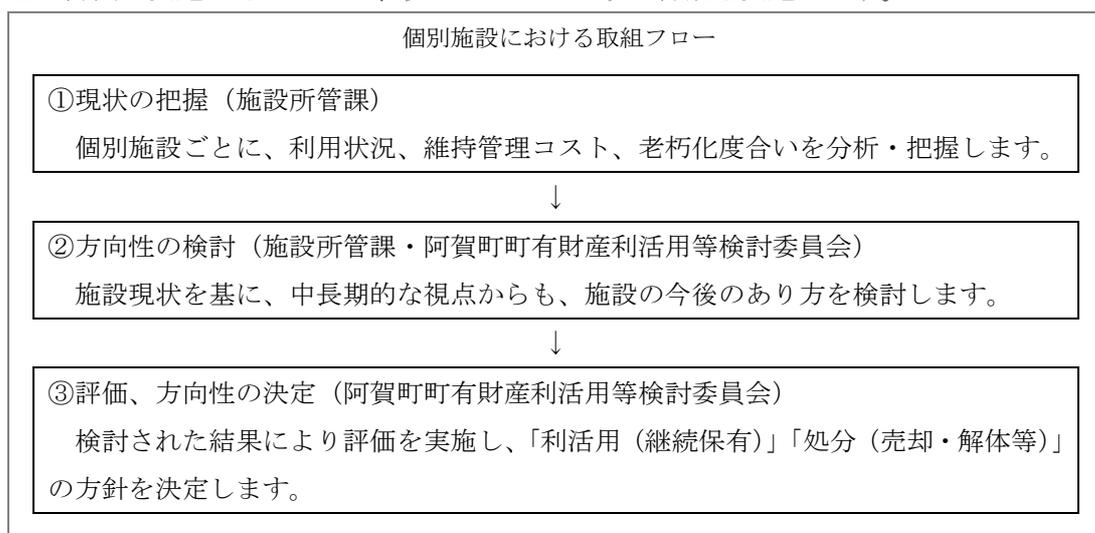


図 5.2 個別施設における取組フロー

2 取組状況の点検と見直し

この計画においては、「計画」「実行」「点検（評価）」「見直し」を1サイクルとするPDCAサイクルを活用し、中長期的に継続した取組みを行います。

(1) Plan（計画）

本計画の策定により、今後の公共施設等におけるマネジメント体制の確立及び実行体制を構築し、1サイクル終了時には、実施された計画内容の評価及び改善項目等を取りまとめ職員に対し周知します。

(2) Do（実行）

各施設を管理する課等が、本計画（Plan）に基づき、事務機能の統合等により施設利用の効率化を検証し、また、行動として実施します。

(3) Check（点検（評価））

計画の実施（Do）により得られた成果を評価し、また、実施段階において発見された課題を全庁的な見地から検証します。

(4) Action（見直し）

点検（評価）（Check）に基づく改善方法を取りまとめ、改善案として策定し、計画（Plan）へと反映させます。

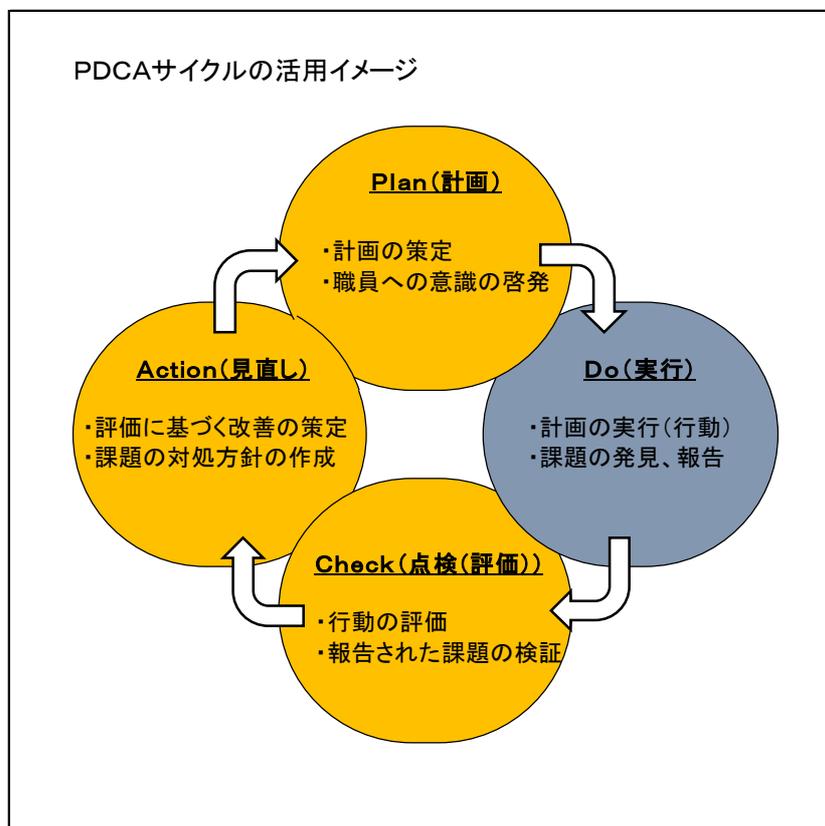


図 5.3 PDCAサイクルの活用イメージ

<説明資料> 公共施設等更新費用試算の前提条件

耐用年数経過時に単純更新した場合の公共施設等更新費用の試算は、総務省の「公共施設等更新費用試算ソフト」の考え方と単価を採用しています。

1. 公共施設

- ・物価変動率、落札率等は考慮しない
- ・公共施設の更新（建替え）、大規模改修は、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新する
- ・建築後、30年で大規模改修を実施（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- ・建築後、60年で更新（建替え）を実施
- ・建築後31～50年を経過していて、大規模改修未実施の施設については、今後10年間に実施するものと仮定して、大規模改修費用を均等に振り分けて計上

表 公共施設の更新等費用の単価

用途	大規模改修	更新（建替え）
町民文化系施設	25万円/m ²	40万円/m ²
社会教育系施設	25万円/m ²	40万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	20万円/m ²	36万円/m ²
産業系施設	25万円/m ²	40万円/m ²
学校教育系施設	17万円/m ²	33万円/m ²
子育て支援施設	17万円/m ²	33万円/m ²
保健・福祉施設	20万円/m ²	36万円/m ²
医療施設	25万円/m ²	40万円/m ²
行政系施設	25万円/m ²	40万円/m ²
公営住宅	17万円/m ²	28万円/m ²
公園	17万円/m ²	33万円/m ²
供給処理施設	20万円/m ²	36万円/m ²
その他	20万円/m ²	36万円/m ²

出典：公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）

表 阿賀町中分類の単価（単位：万円／㎡）

中分類	大規模改修	更新
庁舎	25	40
消防施設	25	40
職員宿舎 A	20	36
公営住宅	17	28
公園	17	33
学校施設	17	33
図書館等	25	40
体育館・プール	20	36
職員宿舎 B	20	36
診療所	25	40
保健センター	20	36
認定こども園・幼稚園・保育園	17	33
福祉施設	20	36
観光施設	20	36
農業施設	25	40
林業用施設	25	40
一般廃棄物処理施設	20	36
公民館	25	40
市民会館等	25	40
その他の施設	20	36

（２）インフラ施設

①道路

- ・更新年数：15年
- ・更新費用：全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を、毎年度更新していくと仮定
- ・更新費用単価：道路（1級、2級、その他）は4,700円/㎡、歩行者道は2,700円/㎡

②橋りょう

- ・耐用年数：60年

表 橋りょうの更新費用単価：

種別	更新（円／㎡）
PC橋	425,000
RC橋	425,000
鋼橋	500,000
石橋	425,000
木橋その他	425,000

③上水道

・耐用年数：40年

表 導水管の更新単価

導水管	更新（円／m）
300 mm未満	100,000

表 送水管の更新単価

送水管	更新（円／m）
300 mm未満	100,000

表 配水管の更新単価

配水管	更新（円／m）
50 mm以下	97,000
75 mm以下	97,000
100 mm以下	97,000
125 mm以下	97,000
150 mm以下	97,000
200 mm以下	100,000
250 mm以下	103,000
300 mm以下	106,000
350 mm以下	111,000
400 mm以下	116,000
450 mm以下	121,000

④下水道

・耐用年数：50年

表 下水道の更新単価

種別	更新（円／m）
コンクリート管	124,000
陶管	124,000
塩ビ管	124,000
更生管	134,000
その他	124,000

阿賀町公共施設等総合管理計画

発行年月 平成 29 年 3 月 策定
令和 4 年 3 月 改訂

発行 阿賀町
編集 阿賀町 総務課

〒959-4495 新潟県東蒲原郡阿賀町津川 580

T E L : 0254-92-3113 (代表)

F A X : 0254-92-5479